専修大学社会科学研究所　社会科学年報　第34号　2000年3月

戦前期台湾信託業の考察

麻　島　昭　一

1．はじめに
2．台湾銀行の信託業務
3．台湾信託会社の生成と推移
　1）信託会社の発生とその概要
　2）信託業者の事業目的
　3）信託経営者の性格
4．台湾信託業と法規制
　1）台湾における金融規制
　2）信託法規制定の動き
　3）台銀の信託業に対する見解
5．戦時体制期の信託会社
6．むすび

1．はじめに

（問題意識）

筆者は日本信託業史を多年追求してきたが，第二次世界大戦終了までのいわゆる日本内地と台湾・朝鮮・満州それぞれに信託業が存在した以上，日本内地信託業の研究だけで終了するわけには行くまい。すでに日本内地の信託業研究については一通りの考察を終え，研究成果を整理集成する段階にある。そこで旧植民地信託業まで研究を拡大し，筆者なりの「日本信託業史」を完

了させたいと念願している。旧植民地信託業の考察の手始めが本稿である。ここでは便宜上，戦前期の日本内地信託業を「内地信託業」，同じく台湾における信託業を「台湾信託業」，同じく朝鮮における信託業を「朝鮮信託業」，現在の中国東北部＝旧満州（関東州を含む）の信託業を「満州信託業」と呼んでおく。

ところで日本信託業を多年研究してきたにもかかわらず，これら旧植民地信託業は筆者にとっても未知の分野である。それらの地域に「信託会社」を名乗る企業が存在し，それらの営業報告書も若干所蔵しているが，断片的な知識しか持ち合わせていない。各植民地信託業が内地信託業と同一内容か異なるのか，検証はされていない。漠然と異なるのではないかと想像しているに過ぎない。したがって各植民地信託業の特質を検討するためには，それぞれの地域の信託企業についてのファクトファインデイングが必要となる。寡聞にして台湾信託業の研究は皆無といってよい。

（経緯と方法）

筆者は台湾信託業の考察にあたり，日本内地所在の文献史料に依拠することの限界を感じ，台湾所在の文献探索を計画した。1995年12月，幸いに畏友である波形昭一獨協大学教授が台北の中央研究院近代史研究所に留学されていたので，そのお世話によって同院および台北図書館分館での史料探索を行うことができた。旧台湾総督府の所蔵資料に台湾信託業関係が含まれていることを期待したが，総督府資料の所蔵元に直接アクセスすることは叶わず，すでに公開されている総督府資料目録等を見たにすぎない(1)。しかし中央研究院および台北図書館分館で若干の資料に接し得たのは幸いで，それらも参照しつつ本稿の考察を組み立てることにした。特に分館の一室にまとめられていた日本語文献から材料が得られたのは有益であった。残念ながら台湾信託業に関する一次資料は得られなかったので，隔靴掻痒の感があるが，公表資料によってできるだけ全体像を明らかにすることが本稿の狙いである。

第一に，台湾における信託会社を興信録，会社年鑑類から細大漏らさず摘

出すること。「信託会社」を名乗っている企業ばかりでなく，事業目的などに「信託業」ないし「信託」を掲げている企業も含めた。

第二に，それらの設立基盤を究めることが資料的に困難であるので，経営者の身元を洗い出すことによって，できるだけ経営主体の把握に努めること。

第三に，それら信託企業の営業活動から台湾におけるそれらの役割を確定すること。ただし営業活動を実証することは困難であり，入手諸資料から推測せざるを得ない。

第四に，台湾信託業における信託法制の有無，立法の動きを考察すること。朝鮮信託業には日本内地の法的規制が適用されたが，台湾信託業には立法を望む声が強かったにもかかわらず，なかなか制定されず，ようやく昭和19（1944）年になってから成立したのであった。

（本稿の課題）

以上のような事情から，本稿の課題は台湾における信託会社の存在，その活動を解明し，台湾経済・金融における意義を確定することにある。課題はさらに細分される。

①日本内地の信託法制の成立を意識しつつ，成立以前の台湾信託業の実状を考察すること，

②台湾に信託法制の適用を求めながら，未実現の中で台湾信託業がいかなる活動を展開したのかを考察すること，

③代表的信託会社が日本内地の信託会社と類似性を持ち，群小信託とを区別すべき存在であることを検証すること。

なお，本稿の対象時期は，台湾に最初の信託企業が発生した大正元（1912）年から，第二次大戦終了までとする。

(1) 総督府の資料目録は中央研究院で閲覧し，信託関係を探索したが，全く含まれていなかった。また，中京大学社会科学研究所，台湾省文献委員会監修『台湾総督府文書目録　明治編』（ゆまに書房）にも信託関係はない。あるい

は目録以外の総督府所蔵資料には含まれているのかも知れない。

2．台湾銀行の信託業務

日本内地に信託法・信託業法が公布されたのが大正11（1922）年3月，施行は翌12年1月であった。それまでは日本内地での信託業規制はなかったから，いわば信託会社は諸業務を自由気ままに営んでいたのである。日本内地ばかりでなく，朝鮮・台湾・満州など旧植民地でも同様であった。台湾における信託会社の嚆矢は，後述のように大正元（1912）年設立の台湾興業信託㈱と考えられるが，台湾で信託業務を最初に大規模に営んだのは台湾銀行であった。したがって諸信託会社の考察に先立って，まず台湾銀行の信託業務の発生と帰趨を確認しておこう。

周知のように台湾銀行は，台湾統治の特別銀行として明治32（1899）年に設立され，銀行券発行の特権を持ち，台湾における金融の頂点にあった。大正2（1913）年6月，台湾総督府は台湾担保附社債信託規則を制定公布したが，それは日本内地の担保附社債信託法に準拠したものであった(1)。もともと担保附社債信託業務は，外資導入の手段として担保附社債信託法，鉄道・工場・鉱業の三抵当法の制定を前提に，明治38年に一般信託業務に先立って我が国に導入されたものである。台湾銀行は遅ればせながら担保附社債信託業務に進出すべく，総督府の上記規則制定を待って，大正3年3月，台湾銀行法第5条を改正して「信託ノ業務」を営業科目として追加した(2)。これによって担保附社債信託業務だけでなく，一般信託業務も可能となったのである。

実現した担保附社債信託は，大日本製糖（263万円，大正4年上期），東洋製糖（250万円，同下期），台湾土地建物（2口各150万円，大正14年下期と昭和12年下期）の4件に過ぎなかったが(3)，第1表にみる通り有価証券信託，信託預金を多額に受託し，特に後者の盛況は内地金融界の大問題となったの

第1表　台銀の受託残高

（単位：千円）

決算期	信託預金	信託 有価証券
大4．12		4,146
5．6		
12	5,087	6,332
6．6	17,252	
12	30,638	14,826
7．6	39,136	
12	38,871	26,126
8．6	37,825	
12	33,142	36,390
9．6	21,452	
12	8,884	33,651
10．6	1,905	
12	802	59,093
11．6	611	
12	247	54,512

［備考］『台湾銀行四十年誌』91～2，210頁より作成。

である。

まず前者，有価証券信託については次のように記されている。

「本行に於て信託業務を開始したる後，我経済界は欧州大戦に因る未曾有の躍進期に入り，島内事業資金供給の外，外国為替資金，対支借款等営業上資金の需要益増大するの趨向あるに鑑み，之が充実を図る一手段として，大正4年上半季以降証券信託預りの取扱を開始せり。本行は該取扱に依り公債，社債等有価証券の所有者より其の寄託を受け，該証券を運用して資金の充実を図りたるが，公社債所有者は之に依り証券利子の外別に使用料として一定の収益を得，二重の利益を享くるものなるを以て頗る世間の好評を博し，取扱開始後年々預り高を増加し，大正10年12月末に於ては5千9百余万円の多額に上り，本行資金の調整上大いなる便益を得ることゝなれり」(4)

この信託は有価証券運用信託と呼ばれるものであるが，運用の仕方が説明されていないので，貸付有価証券か担保運用かは明らかでない。資金調達の手段として機能したというならば，担保運用ということになろう(5)。誰がこれだけ多額の委託をしたのか興味が持たれるが，果たして台湾内部だけで可能だったのか，あるいは日本内地からかも明らかでない。とにかく信託業務

であることに間違いはない。

次に後者であるが，次のように説明されている。

「本行は……証券信託預り業務の開始に亜ぎ，大正5年11月より信託預金制度を創始せり。当時該制度の有利安全なること一般の認識する所となり，取扱開始後幾ばくならずして，大正7年6月末には預金残高4千万円の巨額を算するに至り，証券信託預り業務と共に本行資金調整上寄与する所尠からざりしが，大正12年1月信託業法の実施に先だち，本行は信託預金の取扱を廃止せり」(6)

しかし現実は，信託業法の実施を待って廃止どころか，あまりにも好調であったため内地大銀行の反発を買い，政府の命令によって募集を中止したのである。すなわち，台銀の信託預金は後の指定金銭信託合同運用に相当するものであり，その仕組み上高利回りを実現したので，内地における他銀行の定期預金からの振替を誘発した。台銀の内地支店が信託預金を多額に獲得したので，内地大銀行が危機感を抱き，政府を動かして中止せしめたのが真相であった。台銀の成功を模倣した日本興業銀行，朝鮮銀行の信託預金も同様に中止命令を受けたのである(7)。

台銀自身は，信託預金成功の効果を次のように自賛している。

「本行は該制度の運用に依り営業資金も頗る潤沢を加へ，業務遂行上裨益したる所尠からず。即ち本行は本資金を台湾及南支，南洋方面に於ける有利事業に投資して，本邦資本の海外進出を促がし，其の結果島内に於ては製糖業其の他の発達を見，南洋方面に於ては護謨栽培，鉱業其の他拓殖的企業に著手する者を続出せしめ，又支那に於ては我政府の方針に順応して各種の借款に応じ，或は日支合弁事業を援助して両国経済提携を促進せしめたる等，国策上貢献する所大いなるものありたり」(8)

信託預金問題が発生した当時，政府は信託法制の整備のために草案をたびたび作り直しており，確たる方針が打ち出せなかったから，ひとまず信託預金を中止させることで事態の収拾を図ったと思われる。台湾銀行をはじめ特

殊銀行に信託預金を公認することは，普通銀行の信託預金兼営要求を認めざるを得ず，銀行・信託兼営を定着させることを意味する。そこまでの結論がない以上，特殊銀行側に圧力をかけて中止させ，大銀行側反発の鎮静化を図ったのである。台銀の信託預金の推移は第1表のごとくで，命令通りぴたりと受入を停止し，以後解約が進んだ（同表左欄参照）。しかし有価証券信託の方は増加を続け，大正10年には残高が5,900万円を超え，最盛期の信託預金を上回ったのである（同表右欄参照）。

大正11年3月，信託二法が制定されると，同年4月台湾銀行法も改正され，第5条の営業科目における「信託ノ業務」が「担保附社債ニ関スル信託事業」に改められ(9)，同行は上述の信託預金はもちろん，有価証券信託も含め，担保附社債信託業務以外から撤退した。

以上のごとく台湾における信託業務は，台湾銀行法を根拠にまず台銀においてに営まれ，多額の信託財産の受託をみたのである。短期間であったとはいえ，信託業務の内実を備えた事例であったといえよう。日本内地における信託業法の施行以後，台銀は銀行信託兼営禁止の建て前に服し，一般信託業務を廃止し，他の大銀行と同様に担保附社債信託の兼営に止まることになったのである。

(1)(2) 『台湾銀行四十年誌』昭和14年，90頁。
(3)(4) 同上，91頁。
(5) 担保運用の場合，台銀が受託した有価証券を担保に銀行等から資金を借り入れ，資金需要者に貸付け，貸付利息と借入利息の鞘を取得し，その中からみずからは信託報酬を得，残額を委託者に交付することを意味する。
(6) 前掲『台湾銀行四十年誌』92頁。
(7) 信託預金については，拙稿「特殊銀行の信託預金問題」『金融経済』98号，1966年6月で詳しく考察しているので参照。『台湾銀行四十年誌』の記述は，事態を婉曲にしか表現していない（212頁）。
(8) 前掲『台湾銀行四十年誌』211頁。
(9) 同上，92頁。

3．台湾信託業の生成と推移

1） 信託会社の発生とその概要

(1) 信託業者数

台湾において信託に関係ありと推定される企業は，種々の資料から綜合すると77社に及び，その概要は第2表のごとくである。「信託に関係あり」の意味は，次の3種を指す。

①商号に「信託」を含むもの（たとえば基隆信託合資会社，台湾興業信託株式会社のように）50社――― 一応「信託会社」と呼んでおく。

②商号には「信託」を含まないが，事業目的に「信託」を含むもの（たとえば㈾台南商品陳列館が「商品見本紹介委託販売信託」を事業目的としている例，㈱永義芳商行が「砂糖米穀雑貨材木売買並信託業海運業」を事業目的としている例など）19社――― 一応「兼業信託」と呼んでおく。

③上記①②ではないが，後述の台銀調査「台湾ニ於ケル信託会社」に信託会社として扱われているもの，後述の『台湾会社銀行録』で「信託」として扱われているもの（第2表では「参考」として表示）8社

以上の基準のうち，①②は常識的区分で，筆者は日本内地の信託業に適用してきたものである。とにかく上記の基準で諸資料から摘出したのが上記の77社であるが，①は商号に「信託」を含むとはいえ実際に信託業務を営んでいたかは別問題である。すなわち，何々信託会社と称していても事業目的が不明なもの（第2表の事業目的欄で「不明」と表示）があり，単純に商号のみで判別したに過ぎない。また，何々信託会社と称し，事業目的に「信託」が含まれていても，信託業務を営んでいた事実を確認できないものも多い。同様に②についても本業が別にあり，「信託」を事業目的に列記しても，果たして信託業務をどれだけ意識していたのか，それだけ営んだのか疑問が大きい。本稿では台湾信託業のファクトファインデイングのために信託に関係

第2表　台湾における信託会社一覧　　（金額単位：円）

番号	社　名	所　在　地	事　業　目　的	設立年月	資本金	うち払込	出所
1	基隆信託(資)	台北庁基隆街	不明	明45.3	記載なし	—	大4
2	台湾興業信託(株)	台北市大稲埕北門外街	財産管理	大元.9	1,000,000	250,000	大4
3	嘉義信託(名)	台南州嘉義郡嘉義街	不明	大2.4	4,300	—	大4
4	(資)台南商品陳列館	台南市	商品見本紹介委託販売信託	大2.9	4,000	—	大4
5	嘉義信託(資)	台南州嘉義郡嘉義街	蓄財奨励並ニ一般信託	大3.1	50,000	—	大4
6	東華信託(株)	台北市大稲埕隍廟前街	別掲	大6.12	500,000	125,000	大10
7	丙南信託(株)	台北市大稲埕新街41	別掲	大8.3	500,000	125,000	大10
8	大正信託(株)	台北市大稲埕朝陽街38	別掲	大8.3	300,000	75,000	大10
9	台華興産信託(株)	台北市大稲埕与街	信託業農商工砿業及海産運輸業ノ経営ニ要スル資金供給	大8.5	500,000	125,000	大10
10	台北信託(株)	台北市大稲埕北門外街2—13	財産管理売買金銭放資一般信託業金銀買入販売	大8.5	200,000	50,000	大10
11	(株)永義芳商行	台南市本町4—149	砂糖米雑穀雑貨材木売買並信託業海運業	大8.10	1,200,00	300,000	大10
12	東瀛物産信託(株)	新竹州桃園郡桃園街土名長美術	貸金動不動産有価証券売買信託倉庫農林業	大8.10	1,000,00	250,000	大10
13	東洋拓殖産業(株	新竹州新竹郡新竹街土名西門10	土地開墾植林農林産物製造動不動産売買賃貸借信託業貸金	大8.10	1,000,00	250,000	大10
14	台南信託(株)	台南市白金町2—66	別掲	大8.10	1,000,00	625,000	大10
15	台中恒産信託(株)	台中市台中724	動不動産有価証券売買信託業	大8.11	1,000,000	250,000	大10
16	東舛物産信託(株)	台中市台中桜町208	信託業仲介保証業各種事業経営資金ノ供給土地開墾及造林内外物産委託販売	大8.11	500,000	125,000	台湾6版

17	同仁恒産(株)	新竹市表町2—55	信託業動産及不動産売買	大8.11	500,000	125,000	昭18
18	東竹物産信託(株)	台中市台中568	不明	大8.11	500,000	125,000	大10
19	苗栗興業信託(株)	新竹州苗栗郡苗栗街195	別掲	大8.11	500,000	125,000	大10
20	太陽興業信託(株)	台北市大稲埕太平街	別掲	大8.12	500,000	125,000	台銀
21	台北興殖(株)	台北市大稲埕永利街17	信託業資金供給内外物産移出入有価証券不動産売買	大8.12	300,000	75,000	大10
22	田中央興業(株)	台南州嘉義郡民雄庄田中貴	貸金信託建築山林原野開拓	大8.12	300,000	75,000	大10
23	日本国産(株)	台南市本町2—50	雑貨石炭清酒醤油飲料水缶詰海産物砂糖澱粉販売信託業	大8.12	300,000	75,000	大10
24	東報物産信託(株)	台中市桜町	金銭信託及貸付業	大8.12	?	?	台中州統計書(昭4刊)
25	桃園産業(株)	新竹州桃園郡桃園街	産業又経済貸金供給動不動産有価証券売買信託倉庫	大9.1	1,200,00	300,000	大10
26	台湾勧業信託(株)	台南市大宮町1—8	動産不動産売買賃貸借投資其他	大9.2	1,000,000	250,000	大10
27	中部拓殖(株)	台中市橘町	金銭信託及貸付業	大9.2	600,000	150,000	台中州統計書(昭12刊)
28	鹿港物産信託(株)	台中州彰化郡鹿港大有口街	別掲	大9.2	500,000	125,000	大10
29	(株)慶美商会	台北市大稲埕隍南興街	海陸物産貿易及一般信託業並有価証券売買其他	大9.2	100,000	25,000	大10
30	阿緱信託(株)	高雄州屏東郡屏東街196	不明	大9.3	500,000	125,000	大10
31	屏東信託(株)	高雄州屏東郡屏東街196	別掲	大9.3	500,000	125,000	大13
32	太平興業(株)	台北市太平町4—39	信託有価証券売買	大9.4	1,000,000	250,000	大13
33	台中信託(資)	台中市新富町	不動産管理不動産及有価証券売買紹介並金銭貸借紹介集金事業	大9.4	50,000	—	台湾6版

34	北港興産信託(株)	台南州北港郡北港街615	土地開拓利用不動産売買一般信託業	大9. 4	800,000	200,000	大10
35	有恒産業信託(株)	台北市大稲埕得勝街50	別掲	大9. 4	750,000	187,500	大10
36	台湾信託(株)	新竹州新竹郡新竹街土名北門1	別掲	大9. 4	500,000	125,000	大10
37	滙豊興業(株)	台北市大稲埕九間仔街	信託諸般資金有価証券売買	大9.4	500,000	125,000	大10
38	中港興業(株)	新竹州竹南郡竹南庄中港553	土地開墾及信託動不動産ノ売買仲介並内外物産輸出入	大9.4	300,000	75,000	大10
39	台中産業信託(株)	台中市台中543	不明	大9.5	500,000	125,000	大10
40	東南興業(株)	台北市大稲埕媽祖宮後街4	内外物産輸出入信託有価証券不動産売買	大9.5	300,000	75,000	大10
41	富春信託(株)	台中州豊原郡豊原街	不明	大9.5	300,000	72,000	大10
42	後龍興業信託 (株)	新竹州新竹南郡後龍庄後龍	信託土地開墾造林並輸出入不動産売買	大9.10	200,000	50,000	大10
43	大永興業(株)	台北市下奎府町1—165	別掲	大10.3	5,000,000	3,750,000	台湾24版
44	台湾信託(名)	台中市桜町(台中街台中157)	産業資金融通土地開墾建物並一般有価証券売買管理仲立並付帯事業	大11.2	10,000	—	台湾6版
45	台湾信託(資)	台中市台中157	金融開墾証券販売	大11.2	10,000	—	大13
46	(株)基隆信託所	台北州基隆郡基隆街	不明	大11.5	10,000	?	大13
47	草屯産業信託(株	台中州南投郡草屯庄草屯	別掲	大11.7	250,000	62,500	大13
48	利源産業信託(株)	台中州大屯郡霧峰	動不動産有価証券売買	大12.9	60,000	15,000	大13
49	(株)天南信託公司	台北市永楽町4—107	土地家屋売買賃貸仲介	大12.10	100,000	25,000	大13
50	次高信託(資)	台北市若竹町2—17	債権の譲受及付帯業	大12.12	22,000	—	大13
51	春堂信託(資)	台中州彰化西門287	土地開墾利用不動産有価証券売買農林畜産並生産品加工付帯事業	大13.3	20,000	—	台湾6版

52	(資)日新質舗	台北市下奎府町1—204	質屋業信託倉庫業及付帯一切事業	大13.8	100,000	—	台湾6版
53	大東信託(株)	台中市栄町1－4	別掲	昭元.12	2,500,00	625,000	昭4
54	鴻謨信託株)	台南州東石郡朴子街朴子	不明	昭3.5	200,000	50,000	昭18
55	台湾米穀代行(株)	台北市永楽町1—22	別掲	昭4.5	1,000,000	450,000	台湾21版
56	竹南信託(資)	新竹州竹南郡竹南庄	債権取立	昭8.5	5,000	—	新竹州第16統計書
57	朝日信託(資)	台中市頂橋子頭	不動産管理	昭10.6	3,000	—	台中州統計書(昭12刊)
58	昭和信託(株)	台中州彰化市彰化北門19	別掲	昭11.8	250,000	62,500	昭18
59	大同信託(株)	台中州員林郡二水庄二水427	別掲	昭12.6	160,000	40,000	台湾20版
60	高雄興業信託(株)	高雄州高雄市塩埕町5—43	別掲	昭12.7	30,000	7,500	台湾20版
61	台湾信託(株)	台北州基隆市義重町1－8	別掲	昭14.4	150,000	37,500	台湾24版
62	東亜信託(株)	台南市本町3—188	別掲	昭14.7	190,000	95,000	昭18
63	興亜信託(株)	台南州嘉義市元町6—69	別掲	昭14.12	180,000	45,000	昭18
64	大承信託(株)	台南州虎尾郡西螺街西螺991	別掲	昭14.12	180,000	72,000	昭18
65	南国興業信託(株)	台北州基隆市元町1—45	別掲	昭16.1	100,000	25,000	台湾24版
66	興南産業(株)	台北市北門町1	別掲	昭16.6	180,000	45,000	昭18
67	台湾信託(株)	新竹市西門町3—79	別掲	昭17	500,000	125,000	台湾24版
68	昭栄金融信託(株)	新竹市表町3—331	不明	昭18.2	180,000	45,000	昭18
(1)	北港興産(株)	台南州嘉義郡北港街	別掲	大8.8	1,000,000	250,000	台銀
(2)	龍潭陂金融(株)	新竹州桃園庁龍潭陂	不明	大8.10	1,000,000	250,000	台銀
(3)	新埔産業金融(株)	新竹州新竹郡新埔庄	各種事業経営二要スル資金供給土地開墾及製材其他付帯事業	大8.11	500,000	125,000	台湾6版
(4)	中南拓殖(株)	台中州大甲郡大甲街大甲	土地開墾利用物産販売	大9.2	500,000	125,000	大13，台銀

(5)	(株)裕余行	台北市太平町3－162	金銭貸付物品委託販売又ハ委託買付一般代理業	大14.6	200,000	200,000	台湾13次
(6)	(名)三共質舗	高雄州屏東郡屏東街618	質屋営業金銭貸付業	昭2.5	1,500	—	台湾9版
(7)	(名)三共銭荘	高雄州屏東郡屏東街618	金銭貸付	昭2.10	2,000	—	台湾9版
(8)	(資)日新銭荘	高雄州屏東郡屏東街195	金銭貸付	昭2.10	2,000	—	台湾9版
(9)	勝山商事(名)	台北市佐久間町2－7	信託業委託販売	昭6.6	4,000	—	台北市統計書(昭6刊)

〔備考〕 1．出所の「大4」は『帝国銀行会社要録』4版，「大10」は同10版，「大13」は同12版，「昭4」は同17版，「昭18」は同31版，「台湾」は「台湾会社銀行録」の略，「台銀」は台銀調査課「台湾ニ於ケル信託会社」の略。

2．番号は設立順を示し，本文中でも使用。「事業目的」欄の「別掲」は長いので，別表1に記載。

ありそうなものを網羅することに努め，①②③を掲げたのである。以下では，内容に疑問はあるが，①②③全部を一応「信託業者」と呼んでおく。

なお，使用資料は，帝国興信所『帝国銀行会社要録』，台湾実業興信所『台湾会社銀行録』，『台湾株式年鑑』（台湾経済研究会版，のち『台湾会社年鑑』と改称の模様），台湾通信社『台湾年鑑』，台銀「台湾ニ於ケル信託会社」，台北州，台中州，台北市の統計書などである(1)。

(1) 使用した資料は次の通り。『帝国銀行会社要録』は第4版（大正4年刊），第10版（同10年），第12版（同13年），第17版（昭和4年），第23版（同10年），第31版（同18年）で，飛び飛びながら長期間におよぶ。『台湾会社銀行録』は第6版（大正14年刊），第8版（昭和2年），第9版（同3年），第12次（同5年6月），第13次（同6年6月），第14次（同7年4月），昭和12年版，第19版，第20版，第21版，第24版であり，『台湾株式年鑑』は昭和6，7，9，10，11，13，15，16，17，18年版，『台湾年鑑』は大正13，14，15，昭和2～16，18年であり，三者いずれも台北図書館分館所蔵から信託の記載ある分を摘出したものである（版年が飛んでいるのは分館所蔵が欠のため）。台銀「台湾ニ於ケル信託会社」は，同行調査課によって大正9（1920）年5月に作成された117頁の冊子で，同時点の台湾信託会社についての初めての包括的な調査として有益である。

(2) 台湾における最初の信託会社

さて，日本内地で発行された帝国興信所『帝国銀行会社要録』（第4版，大正4年）には，信託会社および信託を営業科目に含む企業として発生順に次の5社が掲げられている（第2表参照）。

基隆信託，台湾興業信託，嘉義信託㈴，㈾台南商品陳列館，嘉義信託㈾

台湾興業信託以外は合名，合資会社で，規模は零細である。㈾台南商品陳列館は「商品見本紹介委託売買信托」とあるように本業が別にあり，「信託」と加えているのが何を指すのか明らかでなく，信託会社とはいいがたい。台湾興業信託は資本金100万円，「財産管理」を掲げているし，嘉義信託㈾は

「蓄財奨励並ニ一般信託」とあり，資本金も5万円であるから，一応信託業としてもよいが，嘉義信託㈱，基隆信託㈱は内容不明で，名称こそ信託会社を名乗っていても信託業者といえるか不明である。そして基隆信託，台湾興業信託，嘉義信託㈱，嘉義信託㈱の順に日本内地に準じて明治45（1912）年～大正3（1914）年という早い時期に設立されていることに注目したい。

台銀「台湾ニ於ケル信託会社」では，「本島ニ於ケル信託会社ハ皆最近ノ設立ニ係ルモノニシテ大正6年12月台北ニ於テ東華信託株式会社ノ設立ヲ以テ嚆矢トス」(2)と記されている。しかし上記のように東華信託以前に信託会社が存在しており，大正元（1912）年9月設立の台湾興業信託こそ資本金規模といい，その後の継続性といい，「財産管理」を掲げていることから，台湾信託業の嚆矢というべきであろう。「台湾ニ於ケル信託会社」を点検すると，台湾興業信託については一言の記載もなく，なぜか完全に無視されている。かなり詳細な調査なのでその存在を見落とすとは考えられず，何らかの事情から故意の不記載としか思えない。台湾興業信託については，後にやや詳しく分析するが，嚆矢についての東華信託説は訂正すべきである。

(1) 前掲「台湾ニ於ケル信託会社」1頁。

(3)信託業者の増加と推移

上記5社以降，大正6年の東華信託まで信託会社発生の事実が見つからず，それ以降大正8年に至るまでもみられない。前掲「台湾ニ於ケル信託会社」（以下，「台銀調査」と略す）は，東華信託設立後「爾来一年有半信託会社ノ設立ヲ見サリシニ昨大正8年5月以降俄カニ勃興ノ機運ニ際シ就中同年10月以降最モ多ク設立セラレタルハ注目スヘキ現象ナリトス」(1)と述べている。正確には「大正8年3月以降」と訂正すべきであるが，とにかく信託会社設立ブームが大正8，9年にも台湾にも起こったことは事実である。日本内地では証券・不動産ブームに乗じて大信託会社が続々と設立されていたから，

台湾も軌を一にしていたわけである。「台銀調査」は台湾における事情を次のように説明している。

「信託会社設立ノ動機ニ2種アリ一ハ大正6年銭荘カ預金取扱ノ業務ヲ銀行条例違反トシテ其ノ筋ヨリ禁止セラルルヤ彼等ハ一時借入金ノ名目ヲ以テ整理シタリト雖其ノ後近年ノ流行トナリタル信託会社ト為シ信託金ノ名目ヲ以テ整理スルノ便宜ナルヲ思ヒ茲ニ信託会社ヲ設立シテ従来ノ業務ヲ継承スルニ至リタルモノ……他ハ多ク最近設立セラレタルモノニシテ株式熱旺盛ニシテ会社設立ニ絶好ノ時機ニ際シ一時ニ設立セラレタルモノニシテ之等ハ従来ノ業務整理ノ意味ナキモ預金吸収ノ道ヲ講セムカ為恰一時ノ流行物ノ如ク信託会社ヲ設立スルニ至レルモノトス此ノ如ク両者設立ノ動機ヲ異ニスト雖其ノ行フ業務ハ全ク同一ニシテ結局銀行類似業務タル預金及貸付ニ外ナラス」(2)

要するに，信託会社設立の狙いは預金吸収にあり，規制のない「信託会社」の名を利用したものであって，銭荘が規制逃れに設立したものと，証券ブームに乗って新規参入したものがあったという。預金吸収・その貸付が真の目的であれば，金融業者と呼ぶべきであろうが，事業目的には多様な項目を掲げていたのである。

前掲第2表で検討の結果，信託業者の設立年で分類すれば次の通り。

大正8年以前	6	昭和2年	3	昭和11	1
8年	21	3	1	12	2
9	19	4	1	13	
10	1	5		14	4
11	4	6	1	15	
12	3	7		16	2
13	2	8	1	17	1
14	1	9		18	1
15	1	10	1	計	77

確かに大正8,9年の設立は40社を数え，他の時期と比較して断然多く，設立ブームを裏書きしている。しかも公称資本金100万円以上が8社，50万円以上が16社，20万円以上が10社で，中規模資本の会社がほとんどを占め，それ以下（不明を含む）は6社に過ぎない。日本内地と同様，比較的大資本での設立であった。ただし500万円，1000万円の大資本会社はない。大正10～13年にも若干の設立はあるものの（10社），大正末期から準戦時体制期では設立皆無の年もあり(10社)，戦時体制期になって多少の設立がみられる(10社)。信託業にとってやはり大正8,9年は異常な時期なのである。

しかし77社は設立の延べ数であって，各年の信託業者存在数となると全く様相が異なるはずである。前掲の『台湾株式年鑑』『台湾年鑑』の各年に記載されている信託業者数は，多くの年度で数社に過ぎないが，『台湾会社銀行録』では金融機関の「信託」の分類においてそれより多くを記載している。すなわち，大正14年刊第6版の18社が最多で，昭和2年刊第8版で15社，同3年刊第9版で12社，同5年刊第12次で8社，同6年刊第13次で8社，同7年刊第14次で8社，同12年版で11社，19版以降は「信託」の分類がなく信託業者といえるものを拾うと第19版（昭和12年現在）で9社，第20版で9社，第21版で12社，第24版で14社であった。

他方，『帝国銀行会社要録』で①②を摘出すると，

第10版（大正10年）30社	第17版（昭和4年）9社	第31版（同　18年）9社
第12版（同　13年）20社	第23版（同　10年）6社	

となり，『台湾会社銀行録』と若干の食い違いがある。その一因は，③が除外されていること，②でも事業目的の表示がない場合は対象とならないことなどにある。しかし大まかな趨勢は一致している。

会社数の激減が廃業ないし解散によるものか，諸資料の採録不備によるものかが，上記の比較では不明であるが，前者による事例を幾つか指摘できる。昭和11（1936）年9月の台銀調査課「調査資料蒐録第一輯」は次のように述べている。「(信託会社の）大部分は土地売買或は金銭貸借の紹介，資金運用

の仲立等仲介或は仲立代理業を高利貸的に経営せる単なる商事会社にして信託業法施行気構により愈々業法実施の暁厳格なる其規定には到底適合し得ざるべきを慮り既に現在迄に解散し……或は信託預金の取扱を停止整理し他の業務に従事するに至れるものあり」。そして「現在迄に解散せる主なもの」として，鹿港物産信託，台中産業信託，草屯産業信託，富春信託，台中恒産信託，高砂信託，利源産業信託，次高信託の8社を挙げている（58～9頁）。

他方，『台中州統計書』（昭和7年）では，「事業休止ノ会社」の中に中部拓殖，台中信託㈱，台湾信託㈱の3社を挙げている。

いずれにせよ大正8,9年に俄かに出現した信託業者が，その後次第に消滅ないしは転換（信託を掲げない）して，大正末期には10社未満に減少し，戦時体制期になると，従来とは異なった事情の下に幾つかの信託業者が登場したのである（その事情については後述）。

さらに，77社の所在地をみよう。厳密には設立時点によって行政区域や地名が変更されているので[3]，州・市・郡別に区分するのは乱暴かも知れないが，大勢を見るには差支えなかろう。

台北州　25社　うち台北市21，その他4
新竹州　13社　うち新竹市3，新竹郡3，竹南郡3，桃園郡3，その他1
台中州　19社　うち台中市11，彰化郡3，その他5
台南州　14社　うち台南市6，嘉義郡5，その他3
高雄州　6社　うち高雄市1，屏東郡5

すべて台湾の北側・西側の諸州で，東側の花蓮港庁，台東庁には皆無であった。

台北市を筆頭に，台中市，台南市が多い方であるが，郡部にも無かったわけではない。むしろ地域的に分散していたというべきであろう。しかしすでに指摘したように，77社の中には信託業者らしからぬものが少なからず含まれているから，それらを排除して考察し直せば，やや違った姿が浮かんでくるかも知れない。極端な例を挙げると，高雄州に6社発生した形であるが，

屏東郡の5社のうち日新銭荘，三共銭荘，三共質舗の3社は零細規模であり，且つ金貸業・質屋業と推測され，信託業者に含めること自体がむしろ問題であろう。とすれば高雄州では阿緱信託が大正6年，屏東信託が大正9年に資本金50万円で設立されたことになっているが，所在地・重役氏名からみて事実上同一会社の可能性があり，改称か，設立し直したものと思われる。とすれば高雄州の信託業者は実質上屏東信託のみであり，昭和12年に高雄興業信託が新規に参入しただけとみられる。このように他の地域でも詳細にみていけば，実質上の信託業者数はもっと減る可能性があるが，前述の地域分布の基本的特徴までは変わるまい。

また，比較的多く信託業者が所在している台北市，台中市をみると，市内の特定地域に集中していることが分かる。前者では台北市大稲埕が多く，太平町，下圭府町も町名変更前は大稲埕であったから，極端に集中していたのである。後者では台中市台中が多く，桜町も同地域と思われるので，ここにも集中例が見出だされる。とすれば集中した地域では，同業者間に相当な競合があったに違いない。

そして設立の延べ会社数が77社であり，一定時点を見るならば前述のようにせいぜい数社程度しかなく，多く見ても10社未満であったから，その地域分布となれば，また違った姿になる。すなわち，前述の『帝国銀行会社要録』の昭和期で具体的に信託会社を摘出すると，次のごとくである。

	昭和4年版	昭和10年版	昭和18年版	第24版（17年）
台北市	台湾興業信託 天南信託公司 丙南信託	台湾興業信託 天南信託公司	台湾興業信託	台湾興業信託 天南信託公司 興南産業 大永興業
基隆市				台湾信託 南国興業信託

新竹市	(同仁恒産)	(同仁恒産)	同仁恒産 昭栄金融信託	台湾信託
台中市	大東信託 台中産業信託 台中恒産信託	大東信託 台中産業信託	大東信託	大東信託
彰化市			昭和信託	昭和信託
台中州員林郡 台中州南投郡	田中央興業 草屯産業信託	田中央興業		大同信託
嘉義市			興亜信託	興亜信託
台南市			東亜信託	東亜信託
台南州東石郡 台南州虎尾郡		(鴻謨信託)	鴻謨信託 大承信託	大承信託
屏東市	(屏東信託)	(屏東信託)	(屏東信託)	屏東信託

以上でみると,『要録』の3時点を通じて存続しているのは台湾興業信託と大東信託のみであり,昭和10(1935)年以降に天南信託公司,台中産業信託,田中央興業が消え,昭和18年では台湾興業信託のある台北市,大東信託のある台中市以外の各地域に7社が散在する形となっている。見方によっては両市の2社の地盤が固く,参入の余地がなく,他地域なら新設の可能性があったということであろうか。もう少し正確にいえば,同仁恒産や鴻謨信託は設立年は古いにもかかわらず,昭和18年版で初めて記載されたものであった。また,『台湾会社銀行録』第24版(昭和17年)を参考までに右欄に示したが,14社が記載され,6社は共通するものの,大きく食い違っている。『要録』では屏東信託や天南信託公司が洩れているようであり,いずれか一方にしかないものが11社もあって,両資料の調査の仕方が異なっていたことを示している。どちらが正しいか検証の方法が乏しいが,確かに『要録』の調査の正確さにも問題がありそうである(4)。いずれにせよ,大正8,9年に乱立していた信託業者が昭和期に入るとにわかに淘汰され,戦時体制期にまっ

たくの新顔が新立地で登場したことを示している。その新顔はほとんどが公称資本金20万円前後で，大信託会社ではなくローカルな存在だったのである。いかなる意図で発生したかを証明する材料がないのは残念である。

なお，日本内地の信託会社が台湾に支店を設置することはなかったが，「信託商会」などの看板を掲げる業者があった模様である。すなわち，昭和2(1927)年の『台湾商工人名録』(5)には台北市における業種別分類に次の業者が掲げられている。

分　類	社　名	(事業主，　本拠地)	事業内容	営業税額(6)
信　託	台湾興業信託			154.00円
	池上信託商会	(池上政吉，長野県)	土地建物管理	106.40
	中村信託商会	(中村金次郎，三重県)	同上	75.40
	富島信託商会	(富島長包，鹿児島県)	財産管理及処分	54.40
	大川信託商会	(大川遊亀，高知県)	土地建物管理	25.20
	小林信託商会	(小林陸雄，長崎県)	同上	16.80
	三谷商会	(三谷健吉，高知県)	信託業	(大15開業)
周　旋	山ノ内信託商会	(山ノ内実夫，鹿児島県)	債権債務土地周旋	25.20
	細谷信託商会	(綱屋嘉七郎，山口県)	同上	22.40
両　替	池上信託商会	(前出)	両替	18.00
貸家金貸	台湾興業信託	(前出)	金貸貸家	3,442.30
	次高信託		貸金取扱	230.00
火災保険代理	中村信託商会	(前出)		58.80
	大川信託商会	(前出)		47.60

高雄市にも「土地建物管理」の項に高雄信託社（楠田金之丞，島根県）土地家屋管理16.80円があった。

発見できたのは以上だけであるが，ほかにもまだあるのかも知れない。しかし以上の日本内地から進出者は，『帝国銀行会社要録』の各県にも記載されておらず，零細な個人企業が不動産の仕事を求めての進出と思われ，信託

業者といえるかはなはだ疑問である。

(1) 前掲「台湾ニ於ケル信託会社」1頁。
(2) 同上，1～2頁。
(3) 行政区分が大正初期では台北庁，桃園庁，嘉義庁，台南庁のように庁制が通常であり，市制は僅かであった。大正10（1921）年では多くの地域で州・郡制に変化し，台北市をはじめ市制も増加する。したがって大正初期の設立分は，庁制の時代であるが，ここでは州・郡制に読み替えて処理した。町名も大きく変化しているので，同一の信託会社でも依拠した資料の古さによって所在地名が異なっている。移転ではなく名称の変更と推定されるので，設立時点での所在地名で処理した。
(4) 上記3時点に登場した信託業者だけを摘出したので，現実には存在しながら『要録』から洩れたか，存在はするが信託業を謳わなくなったのか，などの可能性が残されていよう。
(5) 『台湾商工人名録』（第8版，昭和2年3月刊行）は地域別の人名録で，『台湾会社銀行録』（第8版）と合冊になっている。
(6) 営業税額は大正15年度。

2） 信託業者の事業目的

(1) 各社の事業目的

次に，信託業者が掲げた事業目的を検討してみよう。まず，正確に知られるのは，末尾の別表1の40社である。前掲第2表の事業目的欄に「別掲」としたものを指している。それらは，諸資料が定款記載の事業目的を摘出したものと推定され，多くの場合多岐にわたっているが，そのすべてが実行されていたという保証はない。営業の可能性があるもの，営業の希望があるものを掲げていたとみるべきであろう。しかしその中に「信託」の項目があれば，営んでいたか，営む可能性ないし希望があったものとして，一般企業から区別されることは許されよう。

とにかくその内容を検討すると，次の諸点が指摘できる。

第一に，商号に信託を称せず，事業目的の一部に「信託」を加えている②

のグループでは，当然ながら本業があるので，多くの場合「信託」の文言はつけたりに過ぎない。たとえば，東洋拓殖産業では「一，土地開墾殖林及農林産物ノ製造竝販売」が冒頭にあり，「三，一般有利事業ノ引受金銭貸付竝金融ノ仲介」すなわち金融業も営むのであろうが，「二，動産不動産ノ売買賃貸借投資仲介管理及一般信託業」の中の最後に「一般信託業」が付け加えられている。また，大永興業では「動産不動産売買及委託販売仲介」「農業造林業鉱区調査及経営」が主であり，「各種事業投資経営代理信託」とあっても，この「信託」が何を意味するのか疑問である。

反面，田中央興業では末尾でなく冒頭に「金銭貸付信託」があり，「山林原野ノ拓殖造林及採取販売」や「建築事業土地開墾売買及仲介」が続けられており，少数ではあるが，冒頭に掲げる場合もある。しかし桃園産業では，貸付，不動産・証券売買，倉庫業，米穀販売の次に「信託業」が加えられて，独立項目の例もある（台湾米穀代行，北港興産も同様）。

第二に，商号に信託を含むもの，すなわち信託会社を称するものも，必ずしも信託主業とは云いきれない場合が少なくない。たとえば東華信託では，「関税代納金銭委託貸付竝其他一般信託業」の中に「信託」の文言があるが，「動産及不動産ノ購入仲介販売之カ管理ニ関スル事項」や「一般有利事業経営ニ要スル資金ノ供給」「物品仕出入委託販売」が並列されているので，どれだけ「信託」が意識されているか疑問である。このように「其他一般信託業」が何かの項目の末尾に加えられる場合も少なくない（大正信託，台北信託，台湾信託(36)，台湾信託(67) など。なお台湾信託の番号は第2表における会社番号で，両者を区別するため）。

第三に，信託会社の事業目的における「信託」の使われ方が多様である。一つは「信託業及保証仲介業」とセットにしている例（台中興産信託，東舛物産信託，鹿港物産信託），信託業と資金供給を結びつけている例（丙南信託，台華興産信託，苗栗興業信託，太陽興業信託，有恒産業信託），信託業と倉庫業（東瀛物産信託），信託業と仲立業（台湾勧業信託）などがある。

第四に，昭和10年代以降設立の信託会社では，日本内地のそれと類似した事業項目の表示が増加している。おそらく模倣であろうが，信託業務の概念が明確になったといえよう。

第五に，かえって「信託」の用語を用いず，「財産管理運用」「財産ノ受託」「資金運用ノ受託」などの項目を建てている例もある。もちろん「金銭信託」「有価証券信託」なども登場している。また，日本内地と同様に「保護預リ」「債務ノ保証」「債権取立及債務履行ノ代理事務」「会計ノ検査」「財産ニ関スル遺言ノ執行」なども登場している。

なお，信託会社を名乗り，あるいは事業目的に「信託」を含んでいても，資料によって取扱が異なる場合が少なくない。調査の仕方，基準が異なるためであろうが，かえって実態を反映しているのかも知れない。たとえば『台中州統計書』を詳細に点検すると，「主タル業務」として次のように記載している。信託の表示はないがその方が実態であろう。

①大永興業は「不動産ノ売買及賃貸借」

②台湾米穀代行は「米穀売買保証ニ関スル業務」

③天南信託公司は「不動産ノ売買」「為替業」

④日新質舗は「質屋業」

反面，中部拓殖では「信託」が商号になくても「信託業」としている。同書がいかなる基準で分類したのか明らかでないが，とにかく「信託業者」が種々な業務を営んでいた以上，その捉え方がむずかしいことは事実である。上記と同様な事例は，第2表および末尾の別表1を詳細に点検していけば，随所にあると思われるが，各社の実態まで検証することは資料的に限界があり，表面的な分析に止まらざるを得ない。

(2) 台銀調査におけるコメント

台銀調査は取り上げた信託関係企業のうち，14社について事業目的を紹介した後，実態についてコメントを加えている。大正9(1920)年時点での台銀

の観察結果であるが，一応信用してよいと思われるので，次に掲げておこう（番号は，第2表でつけた会社番号）。

8．大正信託㈱　大8.3設立　「現在実際取扱ヘルモノハ信託投資貸付及株券売買」

12．東瀛物産信託㈱　大8.10　「其ノ営業目的数項ニ分タレタリト雖其ノ実際ニアリテハ産業資金ノ貸付及金銭信託業ノ外之ヲ営マス」

13．東洋拓殖産業㈱　大8.10　事実上新竹金融公司の業務を継承，「未タ信託保管金業務ヲ取扱ハサルモ著々其ノ準備中」

14．台南信託㈱　大8.10　「二，協定セル方法ニ依リ資金利殖ノ為寄託ヲ受クルコト」により信託金を集め，「三，不動産及有価証券抵当貸付竝ニ金銭貸付」により一般貸付をし，「五，有価証券売買及紹介　六，一般ノ代理商及仲立業信託業」により証券売買仲介を行っていた。

15．台中恒産信託㈱　大8.11　「各種ノ営業目的ヲ有スト雖現今実際取扱ヲナセルハ信託保管金ノ名ノ下ニ預金ヲ吸収シ貸付業ヲ行フノミ」

16．東舛物産信託㈱　大8.11　「諸目的ヲ有スルモ……他ノ信託会社ト同シク信託保管金ノ名目ノ下ニ預金ヲ吸収シ小口ノ貸付及有価証券ノ売買ヲ行ハムトスルニ在リ」

19．苗栗興業信託㈱　大8.11　「信託保管金ノ名目ニヨリ預金ヲ吸収シ貸付業務ヲ行フノ外未タ何等事業ヲ営マス」

22．田中央興業㈱　大8.12　「預金貸付ノ業務ノ外何等ノ業務ヲモ営マス」

25．桃園産業㈱　大8.7　「主トシテ米穀ノ販売，米券倉庫ノ経営ヲ行ハムトスルニ在リ……信託業ニ就テハ当行（台銀一引用者）桃園出張所長ノ注意モアリ当分之ヲ見合スル予定」

27．中部拓殖㈱　大9.2　「合股組織ノ金協利公司ノ業務ヲ継承」

28．鹿港物産信託㈱　大9.2　「内外物産就中麻燐寸豆粕等ノ売買及委託販売ヲ為スト共ニ信託金ノ名ノ下ニ預金ヲ吸収シ信用貸付ヲ行ハントス

然レトモ……外国貿易不振ノ折柄ナレハ此ノ方面ニ力ヲ注ク能ハサルヲ以テ当分農民ノ生活必需品ノ販売ヲ行フノ傍ラ貸付業ヲ行ハントスルニ在リ」

(1)北港興産㈱　大8.8　「主タル業務ハ其ノ目的及予算ニヨリテ見ルモ土地開墾ニアルコト明カナリ……然ルニ事実ハ全ク之ニ反シ……金銭放資信託ノ名目ノ下ニ主トシテ預金ヲ吸収シテ貸付ヲ行ヒツツアリサレハ……監督官庁ヨリ金銭放資信託ノ業務ハ銀行条例違反ノ廉アリトシ預金及定款以外ノ業務行為ノ停止ヲ命セラレ且ツ罰金50円ヲ課セラレタリ」

(2)龍潭陂金融㈱　大8.10　「大正4年2月設立セラレタル龍潭陂金融公司ノ組織ヲ変更シタルモノニシテ……農工商業ニ必要ナル資金ノ供給及之ニ伴フ附属事業ヲ営マムトスルモノ，即チ単純ナル金銭融通ヲ以テ其ノ目的ト為（す）」

(3)新埔産業金融㈱　大8.1　新埔金融公司の業務を継承

要するに，事業目的に種々項目を掲げても，多くが資金吸収・その貸付が主体であること，資金の名目に「信託保管金」「金銭放資信託」「信託金」などを使っていたことが指摘されていたのである。また，金融公司の業務を継承したのが3社あり，営業制限を別会社設立で切り抜ける意図と考えられる。

(3)財務諸表による検証

さらに，実態把握の方法には，財務諸表からの検証がある。すなわち，貸借対照表や損益計算書に表示される勘定科目をみて，信託業務らしきものを探すことである。もちろん第2表に登場する企業のすべてについて財務諸表が判明するわけでなく，むしろ一部しか判明しないと云うべきである。判明した限りの各社別財務諸表を整理したのが，末尾別表2－1～2－16表である。そこから得られた結論だけを次に掲げよう。

第一に，勘定体系が未熟で，信託勘定と固有勘定の未分化がほとんどである。分化しているのは，台湾興業信託，大東信託，屏東信託などごく一部に

過ぎない。

第二に，「信託保管金」「受託保管金」（台中恒産信託，利源産業信託，東瀛物産信託，丙南信託），「信託金」「協定信託金」（台南信託，大正信託，鹿港物産信託，草屯産業信託，屏東信託）のごとく「信託」「受託」を表示している場合が若干見出される（合計９社）。それらには日本内地でみる「金銭信託」に相当するものもあるが，実質「預金」であって，信託の原理とは無関係のものも少なくない。それらはむしろ当局の規制をかわすための隠れ蓑として「信託」を冠したに過ぎないと思われる。なお，台中恒産信託は昭和期から信託保管金を廃止して定期保管金・小口保管金・当座保管金・別段保管金に改めているが，それらは預金種目に類似している。

第三に，それ以外の５社（東華信託，東桝物産信託，龍潭陂金融，東洋拓殖産業，新埔産業金融）は，資金源を借入金で表示している。それまで預金等で表示していたが，規制によって借入金に変更したものと思われる。なお，東華信託は借入金と銀行借入金を区別しており，前者が吸収資金を意味していよう。

第四に，名称が異なっても，吸収した資金のほとんどが貸付けられるが，一部業者で有価証券にも投資されている。代理業務でどれほど手数料収入があったかは，貸借対照表からは解明できない。損益計算書が発見できた２社（大正信託，東華信託）についてだけみると，前者では貸付金利息・証券売買益の比重が圧倒的に多く，信託手数料が計上されているものの少額である。払込資本金・借入金の運用が中心で，まだ信託金の比重が小さいためであろう。後者では借入金が「事業資金供給高」「特別資金供給高」（おそらく貸付か）に運用されていると推定され，「利益金収入」と「借入金支払利息」の差が利鞘と推定できるが，それが主たる利益源泉となっており，手数料収入はほとんどない。

第五に，財務諸表のある信託業者の大正８（1919）年ごろの業績は，10社すべてが多少なりと純利益を計上している。そのうち８社（大正信託，台南

信託，東桝物産信託，丙南信託，東瀛物産信託，台中恒産信託，東洋拓殖産業，新埔産業金融）は発足したばかりなので，まだ積立金を持つまでにいたらず，積立金があるのは大正6年設立の東華信託や組織変更の龍潭陂金融2社だけである。後の時点の財務諸表がある5社によれば，4社（利源産業信託，草屯産業信託，鹿港物産信託，屏東信託）は純益を計上し積立金を持つが，台中恒産信託だけは大赤字に転じている。

以上のように，第一次大戦後に続出した信託業者には「借入金」を資金源とする者が多くみられるが，その性格はいかなるものであったか。「借入金」を資金調達の手段としていたとすれば，運用も問題であろう。金融業が実態であるならば，「借入金」等の貸付の実態にも注目しなければならない。貸付の形態，期間，金利水準，貸付方法，担保の有無などが問題になろう。台銀調査はかなり詳しく解説をしているので，各社別に検証してみよう。

①龍潭陂金融

「借入金中注目スヘキハ一般個人ヨリノ借入金ニシテ借入金ハ約束手形ヲ発行シ期限ハ3箇月及6箇月トシ前者ニハ日歩百円ニ付2銭2厘後者ニハ3銭ヲ支払ヒ居レリ而シテ大口ノモノハ万円台ニ達シ何レモ会社ノ重役若ハ関係者ナルモ他ハ金銭利殖ノ為ニスル預金ニシテ小口ノモノ多ク百円乃至3百円ヲ普通トス……昨年10月末ノ口数61口アリ案スルニ当会社亦他ノ信託会社ト等シク預金ノ吸収ニ努力セルモノニシテ唯之ヲ預金ノ形式ニ拠ランカ銀行条例ニ抵触スヘキヲ以テ預金ノ形式ヲ離レ借入金トシテ整理シタルモノナレハ其ノ形式ノ如何ヲ問ハス実質ハ一種ノ預金ト認ムヘキモノトス」（前掲，台銀調査3頁）

「貸付金ハ証書貸付及手形貸付ノ2種トシ利息ハ日歩百円ニ付大口ノモノ4銭小口ノモノ6銭ヲ徴シ期限ハ15日乃至2箇月トス10月末調査ニ依レハ証書貸付1,168口金額372,950円ニシテ平均一口当リ330円手形貸付25口81,000円平均一口当リ3,244円アリ何レモ無担保ニシテ前者ニハ2名ノ連帯保証人ヲ要シ後者ニハ為替手形ヲ用ヒタリ」（3～4頁）

②東瀛物産信託

「信託金ハ之ヲ甲乙ノ2種ニ分チ甲ハ6箇月以上ノ定期預金ニ類スルモノニシテ利率日歩3銭2厘乙ハ全ク特別当座預金ト同種ノモノニシテ日歩2銭2厘トス」(8頁)

その契約内容によれば「保管金ハ信託者ノ請求ニ依リ……何時ニテモ之ヲ払戻ス」とあり,「其ノ放資ニ就テハ『会社便宜ノ融通ニ供ス』トシテ其ノ目的ヲ明カニセス」,「投資ニ依リテ得タル利益ハ之ヲ信託者ニ交付スルコトヲ要セス」ということになる。「会社ハ固有ノ資金ト信託預金トヲ混同シ居レルモノニシテ如何ナル場合ニ於テモ最低率ノ利息以外ニ利益ヲ配分スルカ如キコトハ当初ヨリ念頭ニ置カサル所ナリ……要スルニ会社ハ信託保管金ノ名目ノ下ニ高歩ノ保証率ヲ好餌トシテ愚民ヲ欺盲シテ銀行特有ノ預金業務ヲ行ハムトスルモノ」と厳しく批判されている(12～3頁)。

③桃園産業

同社の収支予算を点検して次のように説明している。

「其ノ内容ヲ窺フニ貸付日歩5銭トシ(当地信託会社ハ貸付実際ハ5～6銭ナリ)之ニ要スル資金年額47万円ヲ要シ之カ充当資金トシテハ恐ラクハ22万円ヲ借入金ヨリ支弁シ(……日歩2銭7厘見当ト見積リ)之ニ払込額30万円中25万円ヲ運用……5万円ヲ以テ倉庫借入及米穀販売ノ運転資金トシ之ニヨリ2割ノ利益(倉庫6千円,米4千円)ヲ儲ケムトス」(18頁)

④東洋拓殖産業

事実上新竹金融公司の業務を継承したもので,信託保管金の規約は東瀛物産信託とほぼ同じであるが,異なるのは確定利子を掲げて「露骨ニ預金業務ノ取扱ヲ為サントスル点」であった。営業中の貸付についても次のように説明している。「貸付ハ何レモ為替手形ヲ以テスル所謂融通貸付ニシテ……口数最モ多キハ3百円見当ノモノニシテ千円乃至2千円ノモノ7口アリ最高3万円ノモノ1口アリ何レモ無担保ニシテ期限ハ30日以内ニシテ利息ハ日歩大口ノモノ4銭小口ノモノ5銭ヲ徴セリ一日ノ取扱高多キモ10

口ニ満タス普通4，5口トス而シテ此等資金ノ用途ニ就テ考フルニ名ハ産業資金ノ貸付ト云フモ果シテ産業開拓ノ資ニ供セラルルモノナリヤ否ヤ頗ル疑問トスル所ニシテ会社ハ貸出ヲ為サムトスルニ際シテ用途如何ノ如キ殆ト其ノ脳裡ニナク商業ニ従事セルモノナルト農業ニ従事セルモノナルト将復無職徒遊ノ者ナルトヲ問ハサルモノトス」(21～2頁)

⑤苗栗興業信託

「信託保管金トシテハ……定期3箇月ノモノ日歩3銭6箇月ノモノ3銭5厘小口2銭ヲ支払ツツアリ帳簿等未タ殆ト其ノ体ヲ成サス」(25頁)

⑥台中恒産信託

「同社ノ保管金ハ定期ノモノ最モ多ク最高1口5万円ノモノアリ利息ハ定期日歩百円ニ付2銭6厘臨時日歩2銭乃至1銭6厘ヲ支払ヘリ」(38～9頁)

「貸付ハ……為替手形ヲ用ヒ現在ニ於テハ期限60日以内ニシテ1口ノ金額2,000円乃至100円ニシテ比較的大口ノモノ多ク大部分無担保ナルモ大口ノモノニ対テハ二，三担保ヲ徴セルモノアルモ所謂地方株ニシテ而モ創立後間モナキ株券ナリトス貸出口数約60口アリ利率ハ百円ニ付日歩5銭乃至5銭5厘トス」「当社ノ諸帳簿ハ他ノ同種会社ニ比シ最モ整頓セリト雖……信託保管金ト貸付トノ間ニハ何等関聯ナキハ勿論貸付金中自己固有ノ資金ノ貸付ト信託貸付トヲ全然混同シタリ」(39頁)

⑦田中央興業

同社は営業開始後40日であったが，「『信託保管金受払帳』ヲ以テ約1万5千円ノ預金ヲ吸収シ（其ノ口数30口利息日歩百円ニ付1銭5厘トス)，一方約束手形ヲ用ヒ……約6万円ノ短期貸出ヲ行ヒツツアリ，而シテ其ノ利息ヲ見ルニ2千円以上4銭乃至4銭5厘，千円以上5銭，千円以下5銭5厘ヲ徴シ期限ハ何レモ60日以内トス」(50頁)

⑧北港興産

「借入金ハ所謂特別当座預金ト同一ノモノニシテ日歩百円ニ付1銭8厘ニ

シテ貸付ハ500円未満ノモノ日歩5銭千円未満ノモノ4銭ニシテ期限ハ両者共ニ60日以内ニシテ無担保2名ノ保証人ヲ徴セリ」(60～1頁)

⑨台南信託

同社は「協定セル方法ニ依リ資金利殖ノ為寄託ヲ受クルコト」を掲げ，定期信託金，別種信託金を取扱っていた。

「定期信託金ハ僅々650円ナルニ反シ別種信託金ハ15万4200円余ヲ算ス案スルニ当社ハ台南市街ノ中央ニ位シ預金者殆ト地方人ニ非スシテ此ノ地ノ小売商人ニシテ敢テ資金ニ余裕アルモノニ非スシテ其ノ多クハ売上高ヲ預ケ入ルルニ過キス従テ其ノ預金モ一定ノ期間ヲ限定スルコトヲ許ササルヲ以テ定期信託少クシテ別種信託多シトス」

「其ノ利益分配ニ就テハ定期ハ『収入利益中ヨリ保証料トシテ其ノ利益ノ百分ノ15手数料トシテ百分ノ15ヲ引去リタル残額ヲ悉皆配分スル』コトト定メ更ニ利益配当ニ対シ最低率ヲ保証シ別種ニ対シテハ『利益配当トシテ百円ニ付日歩㋐銭㋐厘ノ割ニテ支払ヲ保証シ残余ノ利益アリタル場合ハ当会社ノ所得トス』ト定メタリ（1年以上年8分，2年以上8分5厘）又別種信託ハ1口5円以上トシ利息ハ日歩百円ニ付1銭8厘即チ年6分5厘7毛ト定メタリ，此ノ別種信託預金ハ銀行ノ当座預金ト毫モ異ル所ナシ」

「本来信託投資ハ自己固有ノ資金ト混同スヘカラサルモノナレハ其ノ計算ヲ明カニセムカ為ニハ是非トモ独立ノ勘定科目タラサルヘカラサルコト異論ナキ所ナルニ当社ハ全ク之ヲ為サス全ク自己ノ資金ト混用シタリ」

「貸付金及割引手形共ニ殆ト無担保ニシテ前者ハ連帯借用証書ニヨリ後者ハ悉ク為替手形ヲ用ヒ居レリ而シテ担保貸ハ担保品価額ノ8掛貸付日歩4銭乃至5銭ヲ徴セリ（担保貸付ハ実際ニ於テハ殆トナシ）信用貸ハ利息5銭乃至6銭トス」

⑩東華信託

「同社ハ其ノ創立最モ古シト雖モ従来ノ預金ハ一切之ヲ借入金ノ名ヲ以テ取扱ヒ来リタルニ最近他ノ信託会社ニ倣ヒ俄カニ信託金トシテ取扱ヲ開始

シタルモノニシテ固ヨリ信託ニ対スル観念等ナキハ勿論単ニ借入金ノ名目カ官庁ノ嫌厭セラルルニ拘ラス適々信託会社ノ取扱ヘル此ノ種ノ預金ハ何等ノ制裁ナキヲ見テ忽チ借入金ノ形式ヲ信託金ノ形式ニ変更シタルモノノ如シ」

「定期信託ニ対シテハ百円ニ付日歩3銭5厘臨時信託2銭5厘ノ利息ヲ付セリ」「最モ奇異ノ感アルハ定期信託金ニ対シテモ之ヲ『何時ニテモ払戻スモノトス』ト定メテ平然タル一事」(78頁)

貸付形式は「為替手形ニ依ル所謂手形貸付」「保証人2名ヲ要スル連帯借用証書ニヨルモノ」「金銭借用帳ニヨルモノ」の3種あり，三番目は当座貸越と類似しているが，預金がなくても可能である（78～9頁）（台華興産信託の「金銭来往通帳」も同趣旨＝84頁)。

⑪大正信託

同社では「信託金規定」があり，利殖目的での放資委託を「信託金」として受け入れ，「信託金ハ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ放資シ投資物ヨリ生スル総収益中……手数料ヲ引去リタル利益ヲ委託者ニ配当スルヲ目的トス」と定義している。第1種は6ヶ月未満（のち普通信託)，第2種ハ6ヶ月以上3ヶ年未満（のち定期信託）で，手数料は第1種総収益の36%以内，第2種は同18%以内とし，保証料は放資金額につき1年4.5%であった。利益保証は第1種で年7.3%，第2種で10.9%であった（87～90頁)。

第1種は事実上特別当座預金と同性質であり，利率の実績は日歩2銭であった。第2種は定期預金と類似し，実績は日歩3銭ないし3銭2厘であった（92頁)。「貸付ニ就テハ信託貸付ト普通貸付トニ分ツヲ得ヘキモ実際ノ取扱ハ……全ク混同シ彼ノ貸借対照表上ニ表ハレタル信託貸付及貸付ノ如キハ単ニ信託金残高ニヨリ之ヲ任意区分シタルニ過キス」(93頁)

貸付は「為替手形ニ依ル所謂手形貸付」と「連帯借用証書ニヨル貸付金」で，東華信託のような「金銭借用書」形式はなかった。

「是等ノ貸付……ノ大部分ハ保証人ニシテ有価証券担保ノ如キ殆ト見サル

モノトス而シテ１口ノ貸付ハ普通１千円以内トスルモ中ニハ最高１万円ヲ出ツルモノアリ……口数61口ヲ算シ……期限ハ何レモ60日以内ニシテ日歩６銭以上トス」(93頁)

61口の職業別内訳（94頁）

金銭貸付業	９口	海産物商，米商，請負業及細工商	各５口
呉服商	６口	薬種商，石炭業，材木商	各３口
茶商，煙草商	２口	物品売買及委託販売家屋信託等	

以上11社の内容から次の点が指摘できる。

第一に，信託の原理通り実績配当を一応謳っているのは，台南信託，大正信託の２社に過ぎない。明らかに確定利子なのは東瀛物産信託，東洋拓殖産業であるが，残る７社も実績配当を標榜していないので，確定利子の公算が大きい。

第二に，東瀛物産信託，台中恒産信託，台南信託の３社についてはハッキリと信託勘定と固有勘定の「混同」が指摘されている。しかし本稿に登場する信託業者の貸借対照表をみると，ほとんどが両勘定を分離していないので，おそらく両勘定の「混同」はこの３社に限らず，ほぼすべてについて云えるように思われる。

第三は，受託資金に期間区分を設けながら，「信託者ノ請求ニ依リ……何時ニテモ払戻ス」と契約で謳っているのでは，要求払預金と事実上変わらない。東瀛物産信託，東洋拓殖産業，東華信託の３社が該当するが，これでは期間制限が無意味になろう。

第四に，受託資金を定期と臨時（別種）の２本立てにしている会社が多い（東瀛物産信託，東洋拓殖産業，台中恒産信託，台南信託，東華信託，大正信託の６社)。定期の２本立てが２社（龍潭陂金融，苗栗興業信託)，短期のみ２社（田中央興業，北港興産）で，多くが期間を区分して配当水準に差を設けている。配当水準は当座的資金で日歩1.5銭～2.5銭（多いのは２銭前後)，定期的資金で日歩2.2銭～3.5銭（多いのは３銭前後）であるから，か

なりの高水準である。

第五に，貸付の方は大口・小口の区別，担保の有無で利率を変えているが，期間は60日以内が多いものの，30日以下もある。利率は貸付条件で異なるが，日歩４～６銭（年15～22%）の高率であった。

このように高利で資金を集め，２倍以上の高利で貸付を行って差益を稼ぐ，しかも短期資金も歓迎し，無担保で短期の貸付運用を行う傾向であったといえよう。

３） 信託経営者の性格

本稿に登場した信託業者の経営主体を考察するには，株主構成（特に持株数）と役員（特に重要役職）が必要であるが，株主構成は多くの場合判明しなかった。したがって不本意ながら役員のみの考察となるが，多くの信託業者において氏名だけは判明したからである。第３表はその一覧であるが，各社の経営者は，時代と共に変化するから，どの時点で把握するかが問題である。そこで複数時点での役員構成が判明した場合，末尾の別表３ではどう変化したかが分かるように並列表示したが（17社），一時点しか判明しない場合の方が多い（56社）。判明した役員実数(1)は73社，644名であるが，平均役員数は8.8人となる。しかしよく見ると，合名会社，合資会社で代表者１名の記載が11社あるので，それを除くと平均役員数は10.2人となる。そして大東信託18人（うち監査役６人），台南信託18人（８人），屏東信託17人（４人），台北興殖16人（７人）などは，会社規模の割りに役員数が多い。また，役員数の割に監査役が多いことも特徴である。上記台南信託の監査役８人を筆頭に，桃園産業14人中７人，北港興産信託14人中６人，有恒産業信託15人中６人をはじめ，４～５人の会社も少なくない。このような役員の多さについては，台銀調査が次のように解説している。

「彼等ハ官吏トシテ登庸セラルル処ナク又民間内地人経営ノ会社ニ於テモ要所ニ用ヒラルル処ナキヲ以テ茲ニ信託会社等ヲ起シ社会上相当ノ地位ヲ

第3表　役員の経歴（各社別）

番号	社　名	所　在　地	設立年月	資本金	うち払込	役員名	経　歴
2	台湾興業信託(株)	台北市下奎府町	大元.9	1,000,000	250,000	(取)林熊徴	明21生,福建省福州高師卒,林本源製糖副社長,社長,台湾日々新報社(監),中日銀行(取),漢冶秤鉄
							有限公司董事,新高銀行(監),九州製鉄(取),を経て華南銀行総理,日本拓殖,大永興業社長,台湾鉱
							業,台湾煉瓦(取)ほか,総督府評議会員,台湾財界大御所
						(取)楊漢龍	明24生,農事試験所教育部卒,台北庁勤務後,顔雲年の雲泉商会に入り,台湾興業信託支配人,稲江
							信用組合専務理事,台北市会議員,海山軽鉄,瑞芳営林,昭和家畜(監)
						(監)陳逸松	明40生,東京帝大法学部卒,東京で弁護士開業,昭8帰台して弁護士,台北市会議員,台湾新民報社相
							談役
						(監)顔徳順	明38生,顔雲年次男,立命館大法科卒,雲泉商会入社,(名)義和商行(監),雲泉商会常務,台湾興業信
							託(監),常任監査役,基隆炭鉱(取),台陽鉱業常務,義和商行業務執行社員
						(監)許丙	明24生,国語学校卒,林本源総事務所に入り,林本源家第1房総務係長,淡水信用組合理事,台湾興業
							信託(取),林本源製糖(監)等兼職多数を経て,台湾総督府評議員,永昌産業(代),新新興業(取),
							華南銀行,協成土地建物(監)ほか兼職多数
3	嘉義信託(名)	嘉義庁嘉義街	大2.4	4,300	—	(代)李占明	34生,台中商業卒,彰化銀行書記,沙鹿信販購利組合専務理事,沙鹿庄協議会員
7	丙南信託(株)	台北市大稲埕	大8.3	500,000	125,000	(監)簡江	明18生,国語学校卒,貸地業,桃園街協議会員,順興産業(資)代表,桃園信用組合理事
9	台華興産信託(株)	台北市大稲埕	大8.5	500,000	125,000	(取)蔡梯	明22生,林本源嵩記事務所に長期勤務して支配人,台北運輸公司,昭和合金製作所(代)
10	台北信託(株)	台北市大稲埕	大8.5	200,000	50,000	(監)黄福成	明20生,金物商,黄成源洋行主,成源製氷工場主
						(監)蔡渓	明9生,蔡渓商会主(鉄材貿易),萬華信用利用組合長
11	(株)永義芳商行	台南市本町	大8.10	1,200,000	300,000	(取)李順徳	昭9(資)南隆商行(肥料輸移入,台湾乾甘藷移出)創立し業務執行社員
13	東洋拓殖産業(株)	新竹州新竹郡	大8.10	1,000,000	250,000	(取)重田栄治	明10生,山口県出身,明36渡台,菊元商行社長,台北市協議会員,実業界重鎮
15	台中恒産信託(株)	台中市台中	大8.11	1,000,000	250,000	(代取)頴応華	明18生,台中協賛信組書記から常務理事に昇進,北屯庄協議会員
16						(取)林垂明	明28生,公学校卒,太平庄長,太平農業組合長,太平興農唱和会支部長,太平信販購利組合長,台湾青
							果副社長,台中青果同業組合副組長,中部芭蕉界の大立者

16	東舛物産信託(株)	台中市台中	大8.11	500,000	125,000	(代)黄朝清	明28生, 慈恵医大卒, 医博, 回春医院開業, 台中商工協会長, 台中医師会顧問,台湾新民報社(監)
						(監)劉泉源	明20生, 国語学校卒, 教員, 大10龍井庄長, 信組理事, 公職多数,
18	東竹物産信託(株)	台中市台中	大8.11	500,000	125,000	(取)張清華	明17生, 員林公学校卒, 員林信購利組合創設して組合長, 員林果物販売組合長, 羊豚販売組合長,
							台中軽鉄, 台湾殖産(取)を歴任
						(監)張聡	明18生, 石炭輸出商, 台湾鉱業会理事, 台湾炭業組合委員, 稲江信用組合理事, 永豊炭鉱公司(代)
						(監)江秋陽	明13生, 貸地業, 員林果物販売信用組合常務理事, 台中州協議会員, 員林信用組合常務理事など
20	太陽興業信託(株)	台北市大稲	大8.12	500,000	125,000	(監)明比実平	明23生,慶応大卒,三越経由,食料雑貨商,明比商店主,内台通運(代),台湾水産,基隆劇場(取),倉庫
							信用組合理事長,基隆市会議員
21	台北興殖(株)	台北市大稲埕	大8.12	300,000	75,000	(取)黄水沛	明17生,国語学校卒,郵便局,新聞社,三井物産経由,台北殖産創立して専務,台北州米穀商同業組合
							専務理事
22	田中央興業(株)	台中州嘉義郡	大8.12	300,000	75,000	(代取)蕭敦仁	明23生, 国語学校卒, 田中央信購利組合長, 台中州青果同業組合副組合長, 台中州会議員
25	桃園産業(株)	新竹州桃園郡	大9.1	1,200,000	300,000	(代取)蔡佰棕	明12生,新竹州米庫信購販利組合専務理事,芦竹庄協議会員,源興(資)代,南炭信購販利組合理事
						(取)王伝房	明31生, 台中中学校卒, 芦竹庄協議会員, 南炭信購販利組合長
26	台湾勧業信託(株)	台南市大宮町	大9.2	1,000,000	250,000	(取)黄欣	明18生,明大専門部卒,農業経営,夢甲漁業信組監事,台南協会理事,東京電気器具製造(取)を歴任,
							台湾製紙専務,嘉義銀行(取),台南州協議員, 総督府評議員, 台湾水産会議員, 台湾農会議員,台南
							集義会社長ほか兼職多数,南部実業界の重鎮,
						(取)陳逢源	明26生,国語学校卒,三井物産台南支店勤務後,台湾勧業信託(取),台南信組理事,台湾民報社(監),
							記者,大東信託調査課長兼信託課長,台湾新民報社経済部長
						(取)李延禧	台北の豪族李景盛次男,新高銀行創設して常務,父を継いで頭取,台湾商工銀行に合併されて副頭
							取,総督府評議会員,台湾の代表的実業家
						(取)黄振	明19生,雑貨商,大14より籾摺,砂糖,米卸商,台湾勧業信託(取),菁寮信用組合理事,後壁庄協議会
							員,菁寮信用組合長
29	(株)慶美商会	台北市北門町	大9.2	100,000	25,000	(監)蔡梯	前出
30	阿緱信託(株)	高雄州屏東郡	大9.3	500,000	125,000	(代取)蕭恩卿	日本医学専門学校中退,米穀商,佳冬信用組合長,高雄州青果組合副組長,台湾青果(取),総督府評

							議会員,青果界大立者
						(取)李開山	明28生, 国語学校卒, 阿緻庁勤務, 家業を経由して屏東信託を興し専務, 萬丹庄長
						(取)阮朝吉	明31生,大8錦城商業卒,従兄朝聘等と屏東信託創立して取締役,昭4専修大卒,林辺信購販利組合長
						(取)林耀明	明28生, 東京東洋商業卒, 大9屏東信託常務, 屏東街助役, 屏東市会議員
						(監)林火炎	明23生,国語学校卒,教員を経て萬丹庄会計役,高雄州清涼飲料水ラムネ統制組合屏東支部長,屏東
							市会議員
						(監)陳寄生	明29生,林辺公学校卒,終始庄政に参与,庄協議会員,高雄州青果同業組合評議員,台湾青果会社代
							議員,信組理事,農事実行組合長,芭蕉の大生産
31	屏東信託(株)	高雄州屏東郡	大9.3	1,050,000	262,500	(代取)蔡恩郷	前出
						(代取)李開山	前出
						(代取)阮朝日	明33生,福島高商卒,長福商事(代取),林辺信購販組合常務理事,昭3屏東信託常務辞任,台湾新民報
							社会計部長兼印刷部長
						(代取)林耀明	前出
						(取)李奇芳	明23生, 萬丹公学校卒, 呉服商,
						(取)阮朝吉	前出
						(取)阮朝堪	明25生, 総督府医専卒, 日本医科大卒, 開業医, 東港信組清算人
						(取)李開湖	明26生, 萬丹の資産家
						(取)阮朝江	明23生, 総督府農事試験場卒, 役場勤務, 林辺庄長, 林辺信購販利組合長
						(取)李明道	明21生, 同志社中学校卒,萬丹庄役場会計役を経て屏東信託専務,高雄州協議会員,屏東市会議員,
							民報商事社長,東港殖産(取)
						(監)林火炎	前出
						(監)李瑞雲	明28生, 早大政経学部卒, 高雄州米穀同業組合を創立して組合長, 台湾新民報社(取)
						(監)李瑞文	明22生, 東京主計学校中退, 商業経営, 萬丹庄協議会員, 屏東水利組合評議員, 資産家
34	北港興産信託(株)	台南州北港郡	大9.4	800,000	200,000	(代取)蘇顯黎	明19生,総督府医学校卒,医師,台南医院勤務後,医院を開業,北港街長,台南州会議員,北港信用組

							合長
						(監)紀皂	明33生,捷和製米工場経営,米穀肥料・運送業,庄協議会員,台豊商行専務,合和公司,三和公司(代)
						(監)蔡裕斛	公学校卒, 新街第一保々正, 信用組合理事, 北港製糖所原料委員
35	有恒産業信託(株)	台北市太平町	大9.4	750,000	187,500	(取)許丙	前出
						(監)呉哄	明17生, 地方の公職を歴任, 四湖庄産業組合長, 庄協議会員,州農会代表
36	台湾信託(株)	新竹州新竹郡	大9.4	500,000	125,000	(代取)鄭神宝	新竹の名家, 新竹庁参事, 州協議会員, 総督府評議員, 新竹製糖, 信託, 拓殖の諸会社重役を
							歴任, 鄭珍記興業(資)代表社員
37	匯豊興業(株)	台北市大稲埕	大9.4	500,000	125,000	(取)陳捷陞	明7生,台北州文山郡石碇庄の名望家,台湾採腦(取),台北金融公司理事,東亜製菓公司長を経て,
							石碇信購利組合長,捷記殖産(資)代
39	台中産業信託(株)	台中市緑川町	大9.4	500,000	125,000	(監)陳尚	明6生, 陸軍の糧食酒保御用商人, 金協利公司常務理事, 中部拓殖を創立し専務, 三興製糖公司
							長を歴任, 貸地業,
41	富春信託(株)	台中州豊原郡	大9.5	300,000	72,000	(取)林春木	明19生,国語講習所に学び,潭子区書記,潭子信用組合創設で常務理事,組合長,庄協議会員,豊原水
							利組合評議員
						(取)羅安	明15生, 豊原製材, 製粉, 精米(株)を興し専務, 栄裕紙業(資)代
42	後龍興業信託(株)	新竹州新竹南郡	大9.10	200,000	500,000	(代取)楊聯桂	明28生, 国語学校師範部卒,教職から実業界に転じ,事業会社を興し専務,後龍信用組合専務理事,
							後龍庄協議会員
43	大永興業(株)	台北市下奎府町	大10.3	5,000,000	3,750,000	(監)許智貫	明18生,国語練習所卒,臨時台湾土地調査局,台北庁雇を経て,林本源総事務所会計係,第1房租務兼
							会計係長,後実業界に転じ宏文社社長,新高商事,大永興業(監),聯発商行専務を歴任,台北州会議
							員,貸地業
						(代)寥温義	明43生,南京金陵大工学部卒,上海天章製紙技師,米国留学して工博,金陵大教授,香港銀行団鑑定
							技師,帰台して大承信託,大承物産(名)社長,大承興業専務
						(監)寥裕紛	明31年, 東京簿記学校卒, 嘉義庁農会技手, 二崙庄会計役, 助役, 二崙庄信組専務理事, 布嶼拓殖
							専務, 台南州会議員, 務集大産業社長を歴任, 寥泰恵(資)代, 貸地業,
47	草屯産業信託(株)	南投郡草屯庄	大11.7	250,000	62,500	(取)李青奇	明35生, 公学校卒, 清水街会計役, 清水信用組合監事, 清水街協議会員

49	(株)天南信託公司	台北市永楽町	大12.10	100,000	25,000	(取)林済川	明26生，明大商科専門部卒，廈門特別市政府公売局長
						(監)林水木	明26生，国語学校師範部卒，教員を経て新高銀行創立に参画，廈門，大稲支店長，渡廈して日
							華合弁の豊南信託公司を設立して董事長，金融業者として著名
53	大東信託(株)	台中市栄町	昭元.12	2,500,00	625,000	(長)林献堂	明14生，霧峰区長，台中庁参事，総督府評議会員を歴任，台湾新民報社長，台湾文化協会総理，
							民衆党顧問，南洋倉庫総理，台湾製麻，大安産業，三五実業社長，彰化銀行，大成火災海上(取)
							ほか多数，台湾の最重要人物，中部有数の富豪
						(取)黄朝清	明28生，慈恵医大卒，回春医院開業，医博，台中商工協会長，台中市医師会顧問
						(取)楊天賦	明34生，日大政治科に学ぶ，帰台後漢学研究に没頭，清水街協議会員
						(取)陳煌	明24生，国語学校卒，神戸で帽子商，帰台後大甲信組を創設して常務理事，米商開業，大東信
							託設立から取締役，専務代理兼庶務課長を経て台北支店長
						(取)林階堂	明17生，霧峰庄長，五郎(資)代表，大安産業(取)，台湾新民報社相談役，中部有数の名望家，富豪
						(取)呂季園	明23生，明大卒，新高銀行，台湾商工銀行勤務，書画研究，州協議会員，神岡庄長，新興信用組
							合理事
						(取)林資彬	明31生，霧峰豪族林頌堂の長男，宏業社長，台湾新民報社(取)
						(取)劉明哲	明25生，早大政治科卒，嘉義銀行新営出張所主任，柳営庄長，大東信託(取)，台南支店長，
							台湾新民報社(監)，台南信組理事，台南州協議会員，実業家
						(監)林澄坡	明29生，東京高工卒，林本源製糖入社，富源製機実業会，台湾物産缶詰社長を歴任，台中市会議
							員，昭和興業社長，台中庶民信用組合長，貸地業
						(監)黄運元	明28生，国語学校中退，文化協会中央常務委員，昭3苗栗街助役(父南球は苗栗方面の開墾者で
							著名)
						(監)黄清波	明24生，国語学校卒，教員を経て大甲信用組合専務理事，大安漁業会社長，中南拓殖(監)，昭7
							大東信託入社，昭9支配人
54	鴻謨信託株)	台南州東石郡	昭3.5	200,000	50,000	(代)黄嫣典	明26生，総督府医学校卒，嘉義庁雇後，開業，朴子街長，総督府評議員，朴子建築信購利組合長，
							鴻謨，東石自動車，徳勝商行各社長，地方大勢力家

55	台湾米穀代行(株)	台北市永楽町	昭4.5	1,000,000	450,000	(取)劉金声	明17生，国語学校中退，米商，金徳発商行主，台湾正米市場評議員，台湾第一劇場(監)，米移
							出の長老
						(相)貝山好美	明23生，拓大卒，台湾総督府に入り，退官後台中州青果同業組合常任副組長を経て，台湾正米市
							場常務理事，台北市会議員
58	昭和信託(株)	彰化市彰化北門	昭11.8	250,000	62,500	(代)黄呈聡	明21生，国語学校卒，鳳梨缶詰，軽便鉄道，糖米業を経営，早大卒，台湾雑誌社入社して取締役，
							台湾民報社主任，取締役，基督教布教，線西信用組合長，台湾民報社社会部長，益豊商事社長
						(代)許嘉種	明16生，台南師範卒，公学校教員，台中州就職，黄呈聡，林篤勲と彰化同志信用組合設立して理
							事，民衆党，昭和信託を組織して専務，大新商事，三和水産(監)，彰化市会議員
						(取)楊宗城	明27生，彰化公学校卒，義泉製酒商会を組織して専務理事，酒類売捌人，大新鳳梨缶詰公司専
							務，高雄東亜飲料社長，三和水産(取)，鳳梨缶詰界の大立者
						(取)林篤勲	明16生，総督府医学校卒，医師，台南医院勤務後，彰徳医院開業，台湾文化協会理事，台湾民衆
							党中央執行委員，大新商事，三和水産(取)，彰化同志信利組合監事
						(取)黄周	明31生，国語学校師範部，早大卒，台湾民報社記者，編集総務部長，上海，廈門，彰化支局長歴
							任，益豊商事(取)
						(監)巫金山	明41生，農事試験場卒，教員，新高製糖，台湾農事専務，南郭庄助役，彰化市会議員，台湾合同
							鳳梨彰化工場長，彰化商工協会理事，三和水産(監)を経て彰化同志信用利用組合理事
						(監)頼和	明27生，台湾医学校卒，医師，彰化で開業（頼和医院主)，社会運動に参加，文化協会評議員，
							分裂後の代表，台湾民衆党幹事，日章商事(監)
59	大同信託(株)	員林郡	昭12.6	160,000	40,000	(取)張慶章	明33生，総督府医専卒，医師，南河医院経営，南投軽鉄，南投商事，中西研究社(取)，南投の
							名望家
						(監)張清華	前出
61	台湾信託(株)	基隆市義重町	昭14.4	150,000	37,500	(代)林藤二	明29生，岡山商業卒，陸軍歩兵中尉，渡台して家業（酒屋）を経営，基隆信組常務理事，基隆住
							宅利用組合理事，基隆劇場(監)，基隆市会議員
						(監)宇田繁	明25生，専大中退，日本郵船経由，三栄組（労力請負供給業)，基隆市会議員

62	東亜信託(株)	台南市本町	昭14.7	190,000	95,000	(取)劉清風	明33生，米インディアナ州立大医学部で医博，上海復旦大生物学教授，帰台し台南に青峰医院
							開業，台湾新民報社相談役
						(締)謝汝川	明40生，慶大経済学部卒，東亜信託(取)，台南市会議員，台南信組理事
						(監)陳謙遜	明35生，愛知医大卒，医師，名大医学部副手，台南医院勤務後，和春外科医院を開業
63	興亜信託(株)	嘉義市元町	昭14.12	180,000	45,000	(代)劉伝来	明33生，日本医大卒，医師，振山眼科医院を経営，嘉義建築信用利用組合理事，嘉義市会議員
						(締)蔡鵬飛	明42生，京都帝大農林経済学科卒，嘉義市役所，台南州米穀信購販利組合を経由して興亜信託
							専務
						(締)林木根	明26生，国語学校師範部卒，教員，台湾商工銀行を経て，嘉義購買利用組合理事，大分セメント
							台湾中南部一手販売店経営，昭和新報総支局長，嘉義市協議会員，嘉義市政委員，台南州会議員
						(締)張武	明35生，台北医専卒，医師，病院勤務，開業医を経て，昭10回生医院を開設し院長
65	南国興業信託(株)	基隆市元町	昭16.1	100,000	25,000	(締)汪栄振	明40生，私立台北中学3年修了，台北大有物産，台北徳和行を経て振隆商行（海産物）を営む，
							台湾海陸物産(監)，基隆市会議員
69	北港興産(株)	嘉義庁北港街	大8.8	100,000	25,000	(長)蘇顕藜	前出
70	龍潭陂金融(株)	桃園庁龍潭陂	大8.10	1,000,000	250,000	(締)饒永昌	明15生，花蓮港で商業経営，花蓮港街協議会員，東部信用組合監事，東台湾新報社(取)，貸地業
						(監)張東青	明5生，漢文書房開設，実業界で巨富を築き，昭11張東隆商事を興し社長
72	中南拓殖(株)	台中庁苗栗	大9.1	不明		(締)王燕翼	明25生，国語学校卒，中南拓殖(取)，台中州協議会員を経て，大甲信販購利組合長
						(締)王元吉	明28生，大甲公学校卒，新竹州帽子，旗山拓殖(取)，帽子移出商共友商行を経由し，中南拓殖(取)

〔備考〕 別表3および『台湾人名辞典』（日本図書センター，1989年，底本は『台湾人士鑑』＝昭和12年），『台湾人士鑑』昭和18年より作成。

得ントシタルモノニシテ僅ニ50万円ノ信託会社ニシテ取締役ノ数8，9名少キモ6名監査役ノ数4名其ノ他顧問ト称シ或ハ相談役ト称スル者多数ナルカ如キハ全ク此ノ関係ニ外ナラス此レ恰モ信用組合ノ総会アル毎ニ常ニ役員ノ争奪ニ紛擾スルト同一ナリトス」(2)

確かに多くの役員ポストを設けるのは名誉欲を表すものと思われ，取締役もそうであるが，特に監査役が大勢いても仕事があるまい。

次に，彼等の身元調査が必要となるが，判明したのは必ずしも多くはない。尤も身元調査の材料が限定され，『台湾人士鑑』(3)に登場した人物を摘出すると94人に過ぎず，前記の役員実数644人の14.6%に止まる。逆にいえば著名でない者が多いということであろう。

役員のうち比較的多数が判明したのは，大東信託（17人中11人），屏東信託（23人中13人），阿緱信託（12人中7人），昭和信託（9人中7人），台湾興業信託（27人中5人），興亜信託（6人中4人），台湾勧業信託（12人中4人）である。歴史の長い台湾興業信託は，中核になっている数人は不変であるが，役員が入れ替わって登場人物が多くなっている。他の信託会社では設立が比較的新しいので，かえって判明者が多い結果となっている。上記に現れない判明者が少ない場合，すでに隠退して『台湾人士鑑』に最早記載されなくなったこともあろう。

それでは判明した94人の特徴を整理してみよう（第3表参照）。

第一に，生年は明治5年から40年まで幅広く区々である。出身学校では日本の中学卒業者から大学卒業者まで含めると29人いて（うち日本人4人は当然），意外に日本の教育を受けた者が多い（大学に限れば，東大，京大，早大4，慶大2，明大3，日大，拓大，立命館大，医系大学5など）。台湾では国語学校出身者17人，医専・医学校7人が目立つ。医学教育を受けた者12人が医師となっており，役員に担ぎ出されているわけである。

第二に，地方の公職についている者が多く，50人（うち日本人5人）を数えている。庄長，街協議会員，庄協議会員，州協議会員，市会議員，総督府

評議員などであるが，地元での名士に数えられているはずである。

第三に，信用組合に関係した者が多いことである。経歴中に信用組合の組合長，常務理事，理事，監事などの役職についた経験者であるが，47人（うち日本人２人）を数える。また，青果，米穀，水利など同業組合もいくつかある。さらに銀行役員や銀行勤務者も数人いる。これらの役職者も名士と見られる人々であろう。特に信用組合関係者が多いことは，台湾における信用組合制度の普及ないし重要性を考えるとき，注目すべき現象である。

第四に，『台湾人士鑑』が「名家」（鄭神宝），「名望家」（林階堂，張慶章），「富豪」（張東青），「業界の大立者」（蕭恩郷，楊宗城，林垂拱），「業界の重鎮」（黄欣，重田栄治），「大生産者」（陳奇生），「地方大勢力家」（黄媽典），「代表的実業家」（李延禧），「財界大御所」（林熊徴），「台湾最重要人物」（林献堂），「資産家」（李開湖，李瑞文）などと評している者が少なくない。その呼び方はともあれ，名士であることには違いない。

このように台湾の最高レベルの財界人が，自ら信託会社を興すか，それに動員される形で信託経営者になる場合が少なくなかったのである。

第五に，党派性が強いと想像される。信託経営者を一覧すると同族と想像できる場合が少なくない。使用する姓の数が少ないので，同姓だからといって同族とは限るまいが，可能性は高い。また，地縁，種族，主義主張などで結集することが多い模様である。台銀調査は次のように指摘している。

「本島人亦何レモ団結心強ク或ハ種族的関係ニヨリ或ハ富豪ヲ中心トシテ互ニ派ヲ称ヘ相反目スルヲ常トス新竹ニ於ケル福建，広東種族ノ軋轢ノ如キ其ノ最モ著シキモノ……信託会社ノ如キ亦此ノ例ニ漏レス台南信託ニ対抗シ台湾勧業興リ台中恒産ニ対抗シテ東舛信託ノ成立ヲ見タルカ如キ何レモ民族的若ハ党派的軋轢ニ依レルモノニ外ナラス」(4)

上記では種族的結合・対立が挙げられているが，一覧した限りでは役員が広域にまたがる信託業者はなく，地域的に局限されているので，地縁関係も重視すべきかも知れない。

また，台湾文化協会・民衆党関係者も考慮に入れる必要がある。すなわち，大東信託社長林献堂は「夙ニ台湾ノ政治社会運動ノ先覚者トシテノ巨跡ヲ印ス，大正10年台湾文化協会成立スルヤ推サレテソノ総理トナリ，爾来情勢幾多ノ曲折ヲ経テ民衆党ノ成立後ソノ顧問トナリシ事アリ，早クヨリ六三法ノ撤廃運動ニ努力シ後ニハ代表トシテ第44回帝国議会ニ台湾議会設置請願書ヲ提出……今ヤ台湾ニ欠クヘカラサル最重要人物」(5)と紹介されているが，かかる経歴から彼は民族運動の雄と目されていたごとくであり，昭和信託の取締役林篤勳や監査役頼和も台湾文化協会役員で，林献堂と同じ立場のようである。この3人以外にも同協会－民衆党に関係していた者がいるかも知れないが，彼等は総督府ないし日本側から警戒されていた模様である。

第六に，役員の中に日本人がどれだけ含まれているかであるが，65人を数え，総数644人に対して10％である。但し日本人役員だけの会社が9社（㈱基隆信託所，㈾台南商品陳列館，㈾日新質舗，基隆信託㈾，次高信託㈾，台中信託㈾，台湾信託㈱，台湾信託㈾，台湾信託㈲）あり，計18人を数える（台湾信託㈱の役員8人，日新質舗3人，それ以外は合名，合資であって代表社員各1名の名前しか判明しない）。とすれば47人の日本人が64社(6)に分布しているわけで，44社は日本人役員不在，残る19社に日本人47人が分布していることになる。21社のうち，日本人1名の会社は10社（永義芳商行，昭栄金融信託，台華興産信託，台湾信託㈱＝新竹市，中港興業，東洋拓殖産業，東瀛物産信託，有恒産業信託，太陽興業信託，北港興産），複数の日本人がいたのは9社（嘉義信託㈾，興南産業，台湾興業信託，台湾米穀代行，大永興業，大東信託，田中央興業，南国興業信託，日本国産）である。これらのうち嘉義信託㈾と南国興業信託は台湾人が参加してはいるが，むしろ日本人経営であり，前掲の日本人役員だけの会社に近い。

なお，台湾興業信託（中心は林熊徴），大東信託（中心は林献堂），屏東信託（中心は蕭恩郷）の3社の経営陣は著名人を多く含むが，その考察は別稿とする。

(1) 複数時点の役員が判明した会社では，同一人が何回も登場するので，重複を除き整理して計算した。複数会社の役員を兼任している場合も，重複として除いた。

(2) 前掲「台湾ニ於ケル信託会社」111頁。

(3) 使用した『台湾人士鑑』は昭和12年刊であり（一部に昭和18年刊を使用），過去の経歴が記載されているが，当該信託業者の設立時点までの経歴は記載内容から分離しがたい。したがって厳密にいえば，役員在任中における過去の経歴と現職といえない場合が含まれている。

(4) 前掲「台湾ニ於ケル信託会社」111～2頁。

(5) 『台湾人士鑑』（昭和12年）の林献堂の項（445頁）。

(6) 第2表では77の信託業者を示したが，役員の記載がない会社が5社あり，日本人のみの会社が15社であるから，77－5－9＝63社において日本人がどう分布しているかである。

4．台湾信託業と法規制

1） 台湾における金融規制

台湾では大正6（1917）年に銀行類似業務を営む諸会社を取締まる措置を講じた。すなわち，以下のごとき事情である。

「信託会社或は金融公司等は金銭の貸付業務を営むと共に資金吸収策として信託金又は借入金等の名称の下に預金の取扱を為し銀行類似の業務を営業し其の弊害少なからざるのみならず一般人民に不測の損害を及ぼす虞ありたるを以て総督府は是等弱小金融業者に対し漸次廃業せしむるの方針を採り大正6年以降預金の取扱を厳禁すると共に既に受入れたる預金の返還を命じ以て所謂不正金融業者の絶滅を期したので是等の金融業者は漸次其の影を没し，銀行類似の業務に付いても殆んど大部分整理を完了し昭和4年末には信託会社11社を残すのみとなった」(1)

この措置は銀行法違反を理由に厳しく実行され，前述したとおり金融公司

第4表　信託会社業務状況

（単位：千円）

年　次	会社数	資本金		信託金			貸付金
		公称	払込	準拠	違反	計	
大正8年　6月	13	6,055	1,636		791	791	2,231
10年　6月	27	14,900	3,850		1,902	1,902	5,509
11年　6月	22	13,750	3,748		1,093	1,093	4,122
15年　12月	10	4,850	1,222	169	1,226	1,394	2,156
昭和2年　12月	11	8,400	2,110	1,328	511	1,839	2,797
3年　12月	11	8,400	2,110	1,280	221	1,501	2,439
4年　12月	11	8,385	2,110	1,706	88	1,793	2,756

（備考）　1．台湾総督府財務局金融課「台湾の金融」250頁より作成。
2．「準拠」は「信託業法ニ準拠セルモノ」，「違反」は「銀行法違反ノモノ」。
3．千円未満四捨五入。

第5表　信託会社別業務状況（昭和4年末）

（単位：千円）

会社名	資本金		諸積立金	所有	所有	信託金	借入金	貸付金	預ヶ金
	公称	払込		有価証券	不動産				
大東信託	2,500,000	625,000	34,000	163,495	225,789	1,445,361		1,379,906	262,235
台湾興業信託	1,000,000	250,000	20,000	54,287	146,443	114,311	292,824	305,776	1,733
屏東信託	1,050,000	262,500	12,505	191	3,008	173,079		456,546	21,764
台中恒産信託	1,000,000	250,000	17,950	56,111	21,861	791	154,069	212,656	5,269
台中産業信託	500,000	125,000	5,370	15,372	19,812	17,828	11,900	113,569	68
中部拓殖	240,000	69,600		30		115	4,000	55,331	11,386
中南拓殖	1,000,000	250,000	7,735	15,575	291,056		165,088	72,205	1,566
富春信託	200,000	75,000	2,268		20,235	38	10,000	26,974	323
鹿港物産信託	500,000	125,000		2,400				24,250	24,712
草屯産業信託	250,000	62,500	7,750	1,872	3,461	41,706		82,469	28,121
利源産業信託	45,000	12,500	2,810		7,683		10,191	26,152	247
計	8,385,000	2,109,600	110,388	309,333	739,348	1,793,229	648,072	2,775,828	357,424

（備考）　台湾総督府財務局金融課「台湾の金融」249～51頁より作成。

が信託会社に衣替えする例が少なくなかった。それが株式ブームと相俟って大正8,9年の信託会社激増の要因となったのである。しかし取締りを回避するために設立された数多くの信託会社および信託兼営業者も，当局の厳しい追及によって信託金ないし借入金を整理せざるを得なかった。したがって30社近くまで増加した信託業者は，引用のように昭和4(1929)年では11社にまで減少したという。昭和元年末の銀行預金類似の信託金120余万円は，4年末にはわずか8万円になったという(2)。しかし信託業務の規制はまだなく，銀行法違反としての取締だったのである。ただ「近時信託会社中信託業法に準拠したる信託業務を営むものも漸次増加の傾向」(3)とも指摘され，信託業法施行を見越しての行動を取る会社もあった（たとえば大東信託，屏東信託)。その推移は第4表，各社別の状況は第5表のごとくである。

(1) 台湾総督府財務局金融課「台湾の金融」(昭和5年1月) 248頁。
(2)(3) 同上，249頁。

2） 台湾における信託法規制定の動き

さて，台湾における信託法制はどうなっていたのであろうか。日本内地では大正11(1922)年4月1日信託法，信託業法が公布され，翌12年1月1日から施行された。朝鮮では信託法規として朝鮮信託業令が昭和6(1931)年12月1日から施行され，その内容は朝鮮の実状にあわせ，内地とは若干の違いをみせ，朝鮮総督府が監督権を持った。台湾においてはなかなか信託法規の制定をみなかった。しかしまったくその動きがなかったわけではない。次のような経過があったのである(1)。

①大正15（1926）年の建議

まず最初は「全島実業大会に於て島内信託業務の健全なる発達を期するため適当の法規を施行せられんことを当局に建議するの件を可決し其旨当局へ陳情」したという。そして資本金1000万円の信託会社設立願書を総督

に提出した（発起人７人のうちに辜顕栄が含まれている）。

また，同年に元台中州知事常吉徳寿が官有地の信託に着目して資本金500万円の台湾信託会社を設立する計画もあった。

②昭和２(1927)年の再建議

「全島実業大会に於て信託業法施行促進建議案可決せられ請願」した。

③昭和３年末の信託会社設立計画

坂本信道立案の資本金300万円の信託会社設立計画があり，「本計画に付ては督府の了解を得たる由なるも遂に実行に至らず」という。

④昭和４年６月の信託会社設立計画

官有地の信託を骨子とした資本金1000万円の半官半民の信託会社設立計画があったが，具体化せず立ち消えとなった。

しかし「総督府より非公式に島内にも近く信託業法を施行する旨発表せられたるを以て前記の計画は資本金300万円に変更せられ更に賛成者として台北実業界の小林惣次郎，星加彦太郎氏等の参加を見たるが願書提出の計画中総督の辞職あり殆んど内認可を得居りたる由の同社設立計画も之が為め頓挫」したという。

⑤昭和５年11月の諮問案提出

石塚台湾総督が招集した「臨時産業調査会」に信託業法実施に関する諮問案が提出された。その中で次のように説明された。

「本島に於て信託会社と称するもの既に11を超え其総資本額826万円信託金179万円貸出額253万円に上る状況なり然れども未だ信託業法の施行なきを以て之が取締又は監督の方法充分ならず之を放任する時は種々弊害を生ずる虞なしとせず故に信託業法を施行し本業務の適当なる取締を為すと共に堅実なる信託会社の成立を期するを要す」

⑥昭和６年の請願

島内弁護士会が信託法実施の請願をした。

⑦昭和７年３度目の請願

全島実業大会は信託法及信託業法施行促進方請願案を満場一致で可決し，委員の手で運動することを決定した。

以上のごとく大正末期以降，実業家達からたびたび信託業法施行が陳情されており，総督招集の「臨時産業調査会」でも施行の必要性が認識されていたから，総督府も施行に傾いていたことは確かであろう。事実，非公式ながら施行を表明さえしていたからである。また，大資本の信託会社設立が何回も計画され，認可寸前まで行ったことさえあったという。ただしその発起人は日本人が中心であり，「本島人」によるものでなかったことに注意する必要がある。既存の信託会社に対抗しての設立，総督府の後ろ盾を前提にしての設立であったように思われる。にもかかわらず総督の更迭があったとはいえ，施行も設立も実現しなかったのである。

(1) 以下の記述は，主として台湾銀行調査課「調査資料蒐録　第一輯」(昭和11年9月）の55～58頁による。

3） 台銀の信託業に対する見解

台湾金融の頂点に立つ台銀は，昭和11(1936)年ごろ信託業法必要論に立っていた(1)。内地・朝鮮で信託法規が施行され，信託会社の健全性が図られている以上，台湾でも当然健全な発達が必要との立場であった。それを2点から説明している。

「(1)既設信託会社の業務を正規の軌道に乗せ従来の業務を整理せしむること

(2)有力信託会社を新設して既存会社に範を示し場合によりては之を統一して強固なる会社として信託業務の健全なる発達を期すること」

そして「総督府が業法施行を非公式ながら表明してより既に6箇年に達するを以て不健全なる信託類似業務は既に相当整理改善せられたるもの」とみて，(1)よりも(2)の方が重要と結論した。

また，台湾の場合，主務官庁を大蔵省とするか，台湾総督府とするかの点が問題であった。朝鮮では前述のごとく大蔵省でなく朝鮮総督府であったが，「台湾に比すれば特殊の法域なる色彩強く」，内地の銀行法に対し「銀行令」，貯蓄銀行法に対し「貯蓄銀行令」という具合であった。台湾では「銀行法及貯蓄銀行法の如き内地の法律が勅令により言はゞ其の侭行はれ」てきたので，信託業法についても踏襲する可能性が強いとみている。それでいて主務官庁については「銀行の監督権が大蔵省なるが故に信託会社も同様なるべしとも主張し難かるべく信託会社をして不動産信託といふ方面において特色を有せしむるとせば総督府を主務官庁とすることも理由あるが如し」と控えめな説明である。11年以前も施行について決定されず，11年以降もなお結論が出されないのは，大蔵省と台湾総督府間の対立があったのであろうか。

さらに，台銀調査課資料は，信託会社設立についても見解を述べている。すなわち「信託会社設立上留意せらるべき点」として4点を挙げた(2)。

「1．信託契約の本質より見て会社を新設する以上は物的要素たる資本金，人的要素たる経営首脳者の双方の点に於て普通銀行よりも一層強固堅実なるものたらしむべきこと。

2．既設金融中枢機関と連絡あり其の後援あるものたるべきこと。

3．金銭信託中心の内地信託会社営業振りに倣ふことなく不動産信託をも一大眼目とすること而して夫がためには不動産信託を容易ならしむる様の法規とすること必要なり（中略）

4．現在は金融緩慢の折柄なるが故に信託会社新設により既設銀行の蒙るべき打撃は軽減し得べきも他方信託会社自身の放資難といふ点を考慮せざるべからず……結局総督府より或期間補助金を交付する等の方法によらざれば堅実なる発展を期し難かるべし」

現実の島内信託会社への厳しい批判が込められた，相当に厳しい信託会社像である。そして「既設金融中枢機関と連絡あり且つ其後援あるもの」とは，銀行を指し，ひいては台銀自身を意味しているのではないか。要するに台銀

の息がかかった信託会社でなければならないということか。台湾の特質を生かした不動産信託中心を標榜する点は興味ある指摘である。また，金融緩慢を踏まえた銀行との競合問題，信託会社の採算性への言及があるのは，台銀らしい観察であり，朝鮮総督府による朝鮮信託への補助金政策を模倣せよとの提言に落ち着いている。

(1) 以下の記述は，前掲台銀調査課「調査資料蒐録　第一輯」60～64頁による。
(2) 同上，61～2頁。

4）戦時末期の信託業法施行

長らく結論が留保されていた信託業法の施行は，結局，戦時体制期も末期になって急転直下実現した。すなわち，「戦時金融体制強化のため『台湾金融整備方案』の実施に基づき，勅令をもって信託業法を民国33年（昭和19）年8月1日から本省で施行した」(1)のである。前述の台銀予測の通り，勅令により日本内地の信託業法がそのまま施行されたことになる。

2つの勅令は，昭和19（1944）年7月7日付で制定され，付則で8月1日からの施行が定められた(2)。信託法については勅令第439号によって定められ，「信託法ハ之ヲ台湾ニ施行ス」と簡単な内容であり，信託業法については勅令第438号によって定められ，「行政諸法台湾施行令」の改正の形を取っていた。すなわち

「行政諸法台湾施行令中左ノ通改正ス

第1条中『国民貯蓄組合法　但シ第2条第1項第3号，第8条第2項，第9条及第10条ノ規定竝ニ第4条中銀行貯蓄預金，産業組合貯金及合同運用信託ニ関スル規定ヲ除ク』ヲ『国民貯蓄組合法　但シ第8条第2項，第9条及第10条ノ規定ヲ除ク』ニ改メ『商工組合法　但シ（以下省略……引用者）』ノ次ニ『信託業法』ヲ加フ

第61条　信託業法第11条第1項第6号中市町村農業会トアルハ市街庄農業会

トス」

このように信託業法が追加される形であり，それに関連する最小限の規定変更がされたのである。そして附則の中で，既存業者の業務についての経過措置が次のように規定された(3)。

「本令施行ノ際現ニ信託業ヲ営ム者ニシテ信託業法ニ依リ営業ノ免許ヲ受ケタルモノハ本令施行前其ノ為シタル契約ニシテ同法ニ依リ信託会社ノ為スコトヲ得ザル業務ニ属スルモノニ付テハ其ノ契約ノ完了スル迄其ノ契約ニ関スル業務ニ限リ仍之ヲ継続スルコトヲ得

本令施行ノ際現ニ信託業ヲ営ム者ハ信託業法ニ依リ営業ノ免許ヲ受ケザル者ト雖モ本令施行前其ノ為シタル信託ノ引受ニ付テハ其ノ信託ノ完了スル迄其ノ信託ノ引受ニ関スル業務ニ限リ仍之ヲ継続スルコトヲ得」

実際には，既存の台湾興業信託，大東信託，屏東信託が後者の適用を受け，新設の台湾信託は3社合併により継承した契約について前者の適用を受けることになる。

以上のごとく，台湾では朝鮮とは異なった方法，すなわち勅令により，最低限の修正を含めて信託2法が適用されたのである。

(1) 台湾省文献委員会編『重修台湾省通志　巻4経済志金融篇』中華民国82年，595～6頁。以下の同資料依拠については原田文子氏の翻訳による。
(2) 以下，『官報』第5244号，昭和19年7月8日，113頁による。
(3) 2つの勅令の附則には，既存の勅令に対し信託2法の施行に伴う細かい修正が加えられているがここでは省略する。

5．戦時体制期の信託会社

すでに第2表でみた通り，台湾における信託会社は昭和12(1937)年以降18年までに10社新設された。明らかに大正8,9年の乱立とは異なり，いずれ実施が予想される信託業法を意識してのことであろう。すでに既存の大東信託，

屏東信託が信託業法を意識した営業を展開していたから，それを模倣する姿勢かも知れない。

昭和15年末時点について「現在信託業法に準拠せずして不動産信託又は金銭信託業務を営むものは，……9社を数ふるも内7社は昭和11年以降の設立に係り，払込済出資金も少きは1万円多きも20万円に達せず極めて小規模にして未だ業績の見る可きものなく，……3社のみ稍手広く営業し相当成績を挙げつつあり」(1)という。その3社とは台湾興業信託，大東信託，屏東信託であった。しかしその3社については若干の資料があるが，残念ながら新設会社の営業実態は資料がなく，検証し得ない。

前述の信託業法の施行は昭和19年であるが，同年に台湾信託㈱が新設された。台湾側の資料によれば次のような事情であった(2)。

同社は大東信託は主体となり，台湾興業信託，屏東信託も合流して設立されたものであった。この3社以外は同時点までに合併・消滅しており，3社のみが残存していたのである。新設の台湾信託は，公称資本金1,000万円(20万株，1株50円）で同年8月8日に設立された。既存3社の株主は，台湾信託株式と交換し，3社は新会社に合併され消滅することになった。被合併側の大東信託は5万株，屏東信託は2万1,000株，台湾興業信託は2万株（合計9万1,000株で総株数の45.5%），他方，台湾銀行は8万株，台湾商工銀行，彰化銀行は各1万株，華南銀行は9,000株（合計10万9,000株で総株数の54.5%）を取得した。株主構成では日本の支配下にある4銀行が過半数の株式を所有して支配権を掌握した。最大の株主＝台銀が主導権を持ったことは想像に難くない。そして「新設の信託会社は，各銀行から転じたので，すなわち日本人による管理で，日本人の信託業法によって受託，兼営および運用等3種の業務が行われ，単に1社の金融機構のみならず，日本人の財務管理機構となった。ここに至って本省に以前から存在していたこの種金融機構の民族色は，長期間努力して維持を図った後，ついには日本人の強大な金融勢力に併合された」(3)とされる。

要するに，戦時体制下にもはや本島人によって営まれる信託会社の存続は許されず，台湾銀行を頂点とする日本側銀行勢力（その背後には台湾総督府がいる）に吸収されたのである。台湾信託の経営陣に本島人が含まれていたのか明らかでなく，3社の受託財産ないし営業を引継いだと想像されるが，開業後の状況も不明である。ただ日本の敗戦により，同社の存在は，開業後わずか1年未満で消滅することになった。これによって戦前の台湾信託業は幕を閉じたのである。

(1) 台銀調査部「台湾に於ける金融機関」(昭和16年10月) 19頁。なお，この記述では7社と3社を合計すると10社になり，9社というのは誤りであろう。
(2)(3) 前掲『重修台湾省通志　巻4経済志金融篇』596頁。

6．むすび

以上の考察から台湾信託業は，大正8,9年の信託会社設立ブーム以前(第1期)，ブームとその終息(第2期)，信託業淘汰の時期(第3期)，戦時体制期の増設と閉幕(第4期)に分けられる。

台湾銀行は設立ブーム以前に自ら信託業務を手掛け，特に信託預金の成功で注目を集め，日本金融界から攻撃を受けるが，信託業務の理解が深く，台湾における信託業の動向に関心が深かったと思われる。したがって同行は，台湾の自称信託業者を調査し，実態把握に努めていたのであろう。第1期における信託業者については特に問題にしておらず，むしろ台湾興業信託を無視するという不可解さをみせているが，第2期の設立ブームで発生した信託業者には次のような厳しい批判を述べている(1)。

第一，事業目的が広すぎること

「(多くの信託会社を見た結果) 目的ハ区々ニシテ土地開墾造林，牧畜，農産物製造販売，商品売買及委託売買，船舶業及付随運搬業，倉庫業，建

物ヲ建築シ之ヲ賃貸シ又ハ売却スルコト，請負業等迄モ所謂信託会社ノ目的中ニ包含セシメタリ固ヨリ欧米ニ於テモ信託会社ノ業務ハ其ノ範囲広ク明確ナラサルモノナリト雖モ本島信託会社ノ如キハ甚タシク広範ニ失スルモノトス」(112～3頁)

第二，いわゆる固有の信託業務を経営していないこと

「信託会社ノ業務中ニハ金銭委託貸付一般有利事業ニ関スル資金ノ供給動産不動産及有価証券ノ売買竝ニ仲介及管理ニ関スル事項等アリ之等ノ文字自体ヨリ観察スルトキハ所謂信託業務ヲ営ムモノノ如キモ若シ信託ノ観念ヲ以テ信託物ヨリ生スル利益ハ凡テ信託者ニ帰シ受託者ハ単ニ受託手数料ヲ得ルニ止マルモノト為ストキハ本島ニ於ケル信託ハ全ク此ノ観念ニ反スルモノト云フヘシ……従テ本島ノ信託会社ハ所謂信託業務ヲ経営スルモノニアラスト云フヘシ」(113頁)

第三，計算が曖昧なこと

「信託法案ニモ『信託会社ハ帳簿ヲ備ヘ各信託ニ付信託要項，信託事務処理ノ状況及信託ニ関スル計算ヲ記載スヘシト』定メタルカ如ク尤モ綿密精細ナリ処理ヲ要スヘキニ拘ラス本島ニ於ケル各会社ニ付キ帳簿ヲ一覧シタル所ニヨレハ会社ニハ信託金記入帳及同元帳貸付金記入帳及同元帳アルノミニシテ前者ト後者ノ間ニハ何等ノ連絡アルヲ認メス……各種ノ貸付中果シテ幾何ノ信託金ヲ如何ニ投資セルヤ之ヲ明カニスルヲ得サルモノトス」

「経営者ト特別ノ関係ヲ有シ法律上会社カ妄リニ取締役ト取引ヲ為スコトヲ得サルハ法ノ定ムル所ナルニ拘ラス経営者ニ対シ大口ノ貸出ヲ為シタルモノ少カラス之等ハ信託会社ノ設立経営カ真面目ナラサル個人的関係ノモノニシテ最警戒ヲ要スルモノトス」(114頁)

明らかに既存信託業者に否定的な態度であり，それは自ら有する信託業務の尺度を当てはめてのことであった。確かに「信託会社」「信託業」「信託金」の用語を使用しても，本来の信託観念から外れている自称「信託業者」が殆どであったことは，すでに本稿の考察で示したとおりである。その意味

では，台銀が実地に業者を往訪調査した結果，当時の実態が浮き彫りとなり，批判は説得的である。

そして台銀調査は信託会社の弊害として次の3点を挙げている。

第一に，信用組合の発達を阻害すること

「信用組合ハ所得税及営業税免除ノ特典アリト雖厳重ナル監督ニ服シ組合法ノ制限ヲ受ケ（ているが,）……信託会社ハ斯クノ如キ何等ノ拘束ヲ受ケス従テ現在ノ如キ信託会社ノ発達ハ信用組合ノ発達ヲ害スルモノトス……又信託会社カ十分ノ活動ヲ為ス時ハ地方銀行ニ対シテモ其ノ影響ヲ及ホスニ至ルハ論ヲ俟タス」(115頁)

第二に，金利騰貴を招くこと

「信託会社ハ多クハ無担保ノ貸出ヲ為スヲ以テ銀行其ノ他ノ金融業者ニ比シ非常ニ高歩ノ利息ヲ徴シツツアリ而シテ彼等ハ貸出ノ増加スルニ従ヒ資金ノ不足ヲ告クルヲ以テ信託金ノ吸収ニ努力スルニ至ルヘク而モ彼等ハ他金融業者ニ比シ高歩ノ利息ヲ徴セルヲ以テ信託金ニ対シテモ他金融業者ノ預金ニ比シ高歩ノ利子ヲ付スルコトヲ苦痛トセサルモノトス」(116頁)

第三に，株式熱を助長すること

「信託会社ハ信託金ノ名ニ依リテ集メ得タル資金ヲ自己固有ノ資金ト混同シ敢テ怪シム処ナク而シテ其ノ営業目的ニハ必ス有価証券ノ売買ヲ営ムコトヲ明記シタリ否会社組成ノ際主トシテ株式売買ニヨリ利益ヲ計上セントセルモノスラアリ……株式売買ノコト素ヨリ不必要ニアラスト雖モ民度ニ適応セサル投機的売買ノ如キハ徒ラニ本島経済界ノ健全ナル発達ニ禍スルノ外殆ト益スル処ナシト信ス」(116頁)

その上で，信託会社について次のように結論を下した。

「信託会社ト称スルモ之レ単ニ其ノ名称ヲ異ニスルノミニシテ其ノ業務ハ従来銭荘ノ行ヒ来リタル業務ト異ナラス即チ預金及貸付ノ銀行類似業務ヲ経営スルモノトス果シテ然ラハ本会社ノ業務ハ銭荘ノ業務ノ如ク銀行条例違反ト為ルハ勿論……幾多ノ弊害欠陥アルヲ以テ之ヲ禁止スヘキコト当然

ナリト雖已ニ一度成立シタルモノニ対シ解散ヲ命スルコト容易ナラサルノミナラス又縦令不完全ナルモノナリト雖之カ成立ニハ亦其ノ理由ナキニアラサルヲ以テ或ハ其ノ或モノハ之ヲ信用組合ニ変形シ場合ニ依リテ或モノハ銭荘等ノ処分方法ト同シク新銀行ヲ設立セシムル等適当ノ方法ニ依テ整理ヲ為サシムルコト必要ナルヘシ」(117頁)

台湾においては銀行と信用組合だけの体制が望ましいという立場から，信託会社を両形態のいずれかに変形すべしという結論である。背景には信託会社の高利貸的行動が既存金融機関にとって有害な存在という認識がある。高利で資金を吸収することは，既存金融機関にとって脅威であり，高利で貸付けるのは資金需要者に高負担を強いることである。批判は信託業者の主として金融機能に向けられており，台湾における信託業務の必要性については触れられていない。大正8,9年の信託会社ブームの時点では，金融的弊害のみが強く意識されたのであろう。しかしまったく信託業務がなかったとは云えず，台湾興業信託や大東信託を詳細に分析する必要があり，そうすれば信託業務の存在をもっと強調できる余地があると思われる。

確かに昭和11年の台銀調査では，日本内地の信託会社の発展を念頭に「台湾に於ける信託財産予想」をしてみるまでになっている(2)。そこには信託業淘汰の時期(第3期)を経過し，大東信託の発展に象徴される台湾信託業の前進を認めざるを得ず，大正9年の調査とは信託会社のついての見方が変化したといえよう。すなわち，金銭信託と不動産信託を有望と見て，次のような予想をしている。

金銭信託は，銀行等の競合で楽ではないが，「島内景気も目下好転の状態に在るを以て……相当期待をかけ得る」と述べ，内地との金利差のため「内地資金の本島流入或は滞留も若干は予想し得べし」とした（64頁，66頁)。

「前途は相当有望」なのは不動産信託であって，農地信託は日本内地と同様小作争議に巻き込まれる可能性があるので「不可」だが，祭祀公業，共業地(3)の信託が対象となりうるという。すなわち「祭祀公業及共業地何れも関

係者の間に紛争の原因を醸す場合少なからず，従って此信託業務を円滑に遂行し得れば紛争を防止し得ることゝなり統治上にも好影響あるべし」(67頁)

但し「管理者が甘味を吸ひ居る例少なからずと伝へらるゝを以て現在の侭にては之を信託する向多からざるやに見られ前述の紛争防止といふ統治的見地より官庁の政策的指導によるに非んば其信託には多くを期待し能はざるべし」(69頁) といい，「制度に馴れざる本島一般土人をして此制度を利用せしめ得る迄には相当の時日を要すべし」(67～8頁) ともつけ加えている。台湾独特と思われる「祭祀公業，共業地」がその後どれだけ実現したか残念ながら明らかでない。

有価証券信託は，対象となるべき有価証券自体が少ないので期待できず，保険信託は「相当有望」ではあるが，取立信託はムリ，担保附社債信託も内地のような起債市場がなく期待できないとして，前記の発展可能性は金銭信託，不動産信託だけという結論であった。

因みに台湾信託業全体は不明であるが，昭和期の代表的存在であった大東信託でみると，金銭信託と不動産信託が拮抗しつつ受託額のほとんどを占め，有価証券信託，生命保険信託がわずかという姿であった。

最後に，台湾信託業の担い手であるが，当然，彼等は台湾における有力資本家である。古典的な矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』では，彼等の性格を次のように述べ，大東信託についても触れられている。

「台湾投資家の大部分は内地在住の不在資本家であるが，併し乍ら台湾在住の内地人資本家階級も，内地に本拠を有する帝国的資本家の代表者として駐在するもの，並に台湾を本拠とする地方的資本家によりて，有力に構成せられて居る。之等は台湾総督府の政治に直接緊密の利害関係を有し，其中最も有力なる或者は『民間総督』の俗称を以て呼ばれ，継続的固定的なる利益の主体として，更迭頻繁なる台湾総督の施政を掣肘するの勢力をさへ有すると称せられる。」

「本島人資本家階級……の多くは大租権公債を通じて，或は政府若くは有力者の勧説に応じて，或は資本家的企業勃興に刺激せられて，封建的なる土地財産家たる地位より資本家階級たる地位に転換せるものであり，又専売制度等政府利権に付著することによりて新たに資本家となれるものもある。而して其多くは株式制度の遊資動員作用に基き其の資本をば内地人資本家の企業経営に提供したる処の利貸資本家にして，自ら企業経営の実権を有せず内地人資本家に対して従属的地位に立つ。利権的資本家たるものが総督政治に対し従属的地位を有するは勿論である。然れども凡ての本島人資本家が内地人側に隷属的態度を取るものにあらず，中には之に対抗し競争するものあり，かゝるものは一定の限界内に於て本島人民族運動の後援者たるの地位に立ち得る。其の実例も存在するのである。而して本島人が経営の実権を有する如き企業の設立は内地人資本家の喜ぶ処にあらず，大正12年迄は本島人のみの会社設立は総督府令によりて禁止せられたのである。最近設立せられし大東信託株式会社（資本金250万円）は純粋に本島人の経営による唯一の金融企業であるが，其設立及営業に対して銀行業者即ち内地人支配下の金融勢力及政府の阻止的干渉が行はれた。即ち資本家間の競争が民族線に従ひて為さるゝの一例である。」(4)

確かに日本内地の信託会社とは異なり，台湾のごとき植民地信託業は，台湾総督府・内地資本の支配下に置かれ，どれだけ自主的活動ができたか疑問である。大東信託の設立妨害は一つの象徴的事例であろう。それでも大東信託は昭和２年設立以降，信託会社らしい信託会社として発展し，台湾における代表的信託会社となり得た。むしろこれが例外であって，多くの信託業者は支配に屈し，停滞的ないしは非発展的であった模様である。

また，上記の引用にみる「大正12年までは本島人のみの会社設立は総督府令によりて禁止」というが，「本島人のみの会社設立」が全株主本島人を指すのか，全発起人が本島人を指すのかまだ確認していないが，全役員が本島人のケースは本稿でも多くみられたところである。民族資本による設立を事

実上制限していたという趣旨であろうが，多くの信託会社についての株主構成まで検証してみる必要があろう。台湾金融業における支配権を巡る観点から信託勢力の台頭が論ぜられねばならないということであろう。いずれにせよ，台湾信託業がどれだけ信託業務を手掛けていたか，大東信託を筆頭に主要信託会社がどれだけ台湾経済・金融において存在を主張していたのか別稿で引き続き検討しよう。

(1) 前掲「台湾ニ於ケル信託会社」112～117頁参照。以下の引用は同資料の頁を示す。
(2) 前掲「調査資料蒐録　第一輯」64～74頁参照。以下の引用は同資料の頁を示す。
(3) 祭祀公業は「祖先祭祀の目的のために供せられたる独立の財産を謂ひ其性質は民法の法人特に社団法人に類似」している。共業地は「一筆の土地にして数人或は夫以上の共業となれるもの少なからず従而其管理処分収益及負担の分配は著しく複雑多岐」となる。台湾では「親族法，相続法は施行せられず本島人の慣習によること」となっているので，独特の制度が存在しているわけである。同上68頁，70頁による。
(4) 同書，96～7頁。原本は昭和4（1929）年発行であるが，同書は1998年岩波書店から復刻されたもの。

〔付記〕

本研究は「戦前期における旧植民地信託会社の実証的研究」の一部であって，研究を助成していただいた財団法人トラスト60に厚くお礼を申し上げる。本稿作成に当たり，はしがきで触れたように台湾の中央研究院近代史研究所に波形昭一独協大学教授が留学しておられ，同氏を頼って訪問したので，資料探訪では同院ばかりか台北の国立中央図書館台湾分館にもご案内いただき，日本語資料の閲覧複写で大変お世話になった。ここに改めて厚くお礼申し上げる。そして分館では蔡愛嬌氏の親切にも感謝したい。到着と同時に中央研究院近代史研究所の黄慶福先生をはじめ諸研究員に歓待され，同院の資料を

利用させていただいた。また，持ち帰った中国語資料の利用では，原田文子氏に翻訳していただいた。同行した藤田幸敏・大島久幸両君にも協力していただいた。お世話になった皆様方に感謝いたしたい。

別表1　台湾における信託会社の事業目的一覧

2．台湾興業信託（株）　大元．9設立

「一、財産受託　二、有価証券不動産竝ニ商品ノ委託販売　三、公債社債株式ノ応募引受及募集取扱　四、資金運用及其ノ仲介各種代理業務　五、債務又ハ信用保証　六、鉱業竝ニ之ニ付帯スル事業　七、製材竝ニ之ニ付帯スル事業　八、其ノ他一般信託業務　九、土地開墾造林竝ニ付帯スル事業」

6．東華信託（株）　大6.12

「一、動産及不動産ノ購入仲介販売之カ管理ニ関スル事項　一、一般有利事業経営ニ要スル資金ノ供給　一、物品仕出入委託販売　一、関税代納金銭委託貸付竝其他一般ノ信託事項　一、前記ノ業務ヲ営ムルニ必要ナル一切ノ付帯事業」

7．丙南信託（株）　大8.3

「一、信託ニ属スル一切ノ事業及資金供給　二、土地開墾及売買　三、有価証券売買　四、他会社ノ株券ヲ所有シ又ハ他組合ノ権利ヲ取得スルコト」

8．大正信託（株）　大8.3

「一、不動産及有価証券ノ売買貸借竝其仲介　二、金銭委託貸付竝其仲介保証　三、各種事業経営ニ要スル資金ノ供給　四、各種物品売買及委託販売　五、不動産ノ保管及各種ノ請負業其他一般ノ信託業　六、前記業務ノ付帯事業」

9．台華興産信託（株）　大8.5

「一、信託業農、商、工、鉱業及海産運輸業ノ経営ニ要スル資金ノ供給　一、動産及不動産ノ売買竝之カ管理ニ関スル事項　一、内外物産輸出入及委託販売　一、前記ノ業務ニ必要ナル付帯事業」

10．台北信託（株）　大8.5

「一、財産ノ管理竝委託売買　二、一般有利事業経営ニ要スル資金ノ供給　三、金銭放資信託其他一般ノ信託事務　四、商品委託販売」

12．東瀛物産信託（株）　大8.10

「一、産業資金ノ貸付　二、動産不動産及有価証券ノ売買　三、信託竝倉庫業　四、農林業ニ関スル経営　五、其他前各号ニ関聯スル一切ノ付帯事業」

13．東洋拓殖産業（株）　大8.10

「一、土地開墾殖林及農林産物ノ製造竝販売　二、動産不動産ノ売買賃貸借投資仲介管理及一般信託業　三、一般有利事業ノ引受金銭貸付竝金融ノ仲介　四、前記業務ヲ行フニ必要ナル一切ノ業務」

14. 台南信託（株）　大8.10

「一、土地開拓利用売買及紹介　二、協定セル方法ニ依テ資金利殖ノ為寄託ヲ受クルコト　三、不動産及有価証券抵当貸付竝ニ金銭貸付　四、建物ヲ建築シ之ヲ賃貸シ又ハ売却スルコト　五、有価証券売買及紹介　六、一般ノ代理商及仲立業信託業　七、前記ノ目的ニ関聯スル事業　八、右ノ外委任ニ依ル一般事務ノ処理」

15. 台中恒産信託（株）　大8.11

「一、動産不動産及有価証券ノ売買竝之カ管理ニ関スル事項　二、信託業及保証仲介業　三、各種事業ノ経営ニ要スル資金ノ供給　四、土地開墾及造林　五、海陸物産ノ輸移出入及委託販売　六、前記ノ業務ニ必要ナル付帯事業」

16. 東升物産信託（株）　大8.11

「一、信託業竝仲介保証業　二、動産不動産及有価証券売買竝之カ管理ニ関スル事項　三、各種事業経営ニ要スル資金供給　四、土地開墾及造林　五、内外物産輸出入及委託販売　六、前記ノ業務ニ必要ナル付帯事業」

19. 苗栗興業信託（株）　大8.11

「一、信託業、農、工、商及其他有利事業経営ニ要スル資金ノ供給　一、動不動産ノ売買仲介竝之カ管理ニ関スル事項　一、内外物産輸出入及委託販売　一、前記ノ事業ヲ営ムルニ必要ナル一切ノ付帯事業」

20. 太陽興業信託（株）　大8.12

「一、動産及不動産売買竝仲介及之カ管理ニ関スル事項　一、内外物産貿易及委託販売　一、信託業及鉱山業経営ニ要スル資金ノ供給　一、船舶業及附属運搬業　一、前記ノ業務ヲ営ムルニ必要ナル一切ノ付帯事業」

21. 台北興殖（株）　大8.12

「一、信託業又ハ一般農工商業ノ経営ニ要スル資金ノ供給　二、内外物産輸移出入及委託販売　三、有価証券竝不動産ノ売買仲介及之カ管理ニ関スル事項　四、畜類ノ養牧管理売買ニ委託販売　五、開墾造林及農林産製造販売　六、其他経済上有利ナル事業」

22. 田中央興業（株）　大8.12

「一、金銭貸付信託　二、山林原野ノ拓殖造林及採収販売　三、建築事業土地開墾売買及仲介　四、田中央ノ発展ニ有利ト認ムル事業」

25. 桃園産業（株）　大8.7

「(1)産業及経済資金ノ貸付　(2)動不動産及有価証券売買　(3)倉庫業　(4)米穀ノ販売又ハ取次　(5)信託業」

26. 台湾勧業信託（株）　大9.2

「一、動産及不動産ノ売買賃貸借投資竝之カ管理ニ関スル事項　二、有価証券ノ売買及仲介　三、土地ノ開墾植林農産物ノ製造販売竝内外物産輸出入及委託販売　四、各種事業経営ニ要スル資金ノ供給及債務保証竝引受　五、家屋ノ建築売買及賃貸　六、一般ノ信託業仲立業　七、前各項ニ関聯スル諸般ノ付帯事業」

27. 中部拓殖（株）　大9.2

「一、動産、不動産及有価証券売買竝之カ管理ニ関スル事項　二、信託業及保証仲介業各種事業ノ経営ニ要スル資金ノ供給　三、土地開墾及造林　四、家屋建築及其他管理委託　五、海陸物産ノ輸移出入及依託販売　六、前記ノ業務ニ必要ナル付帯事業」

28. 鹿港物産信託（株）　大9.2

「一、内外物産移輸出入及委託販売　二、信託業竝仲介保証業　三、土地開墾　四、動産不動産及有価証券売買竝ニ之カ管理ニ関スル事項　五、各種事業経営ニ要スル資金供給　六、前記ノ業務ニ必要ナル付帯事業」

31. 屏東信託（株）　大9.3

「(1)金銭信託　(2)不動産及有価証券信託　(3)金銭債権地上権及土地賃借権信託　(4)不動産又ハ工場財団ヲ抵当トスル金銭貸付　(5)公共団体又ハ産業組合ニ対スル金銭貸付　(6)不動産及有価証券買入又ハ株式応募引受　(7)有価証券担保トスル金銭貸付　(8)銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金　(9)不動産及有価証券売買媒介　(10)不動産及有価証券管理処分又ハ貸借ノ代理事務　(11)保険業務代理」

35. 有恒産業信託（株）　大9.4

「一、動産不動産及内外物産ノ売買仲介竝其物産ノ委託販売其他財産管理ニ関スル事項　二、信託業及一般有利事業ノ経営ニ要スル資金ノ供給　三、公債株式現物売買仲介及金融　四、前記ノ業務ヲ営ムルニ必要ナル一切ノ付帯事業」

36. 台湾信託（株）　大9.4（新竹州）

「一、土地開墾、造林竝農産物ノ製造及売買　二、動産不動産ノ売買、賃貸借竝仲介、管理　三、有利事業ノ経営、投資竝資金貸付、仲介　四、財産整理引受管理、検査其他一般信託業　五、内外物産移出入委託売買竝一般代理商及仲立業　六、有価証券、株式ノ売買竝仲介　七、前各項ニ付帯スル一切ノ事業」

43. 大永興業（株）　大10.3

「一、動産不動産売買及委託販売仲介　二、農業造林業鉱区調査及経営　三、各種事業投資経営代理信託　四、右ノ付帯事業」

47. 草屯産業信託（株）　大11.7

「(1)金銭貸付　(2)有価証券担保貸付　(3)動産不動産担保貸付　(4)動不動産売買委託販売　(5)金銭信託受払　(6)有価証券売買及管理　(7)各種事業資金供給及付帯事業」

49. （株）天南信託公司　大12.10

「一、土地家屋ノ売買及賃貸借竝仲介　二、各種商品ノ売買仲介　三、開墾造林　四、兌滙業　五、有価証券ノ売買及仲介竝ニ代理業　六、信託業　七、其ノ他有利事業ニ対スル投資及経営」

53. 大東信託（株）　昭元.12

「一、各種財産ノ管理処分　法人或ハ個人ノ財務代理其他一般ノ信託業務　二、各種事業資金ノ調達仲介運用及島外投資外資輸入　三、土地ノ売買賃貸借其仲介管理及処分　四、公債社債株式手形等ノ応募引受仲介及売買　五、各種企業ノ調査設計又ハ援助　六、重要物産ノ販売購買及其委託及各種代理業　七、付帯事業」

55. 台湾米穀代行（株）　昭4.5

「一、米穀ノ売買契約履行及其売買保証ニ関スル事務　二、米穀ノ輸移出入手続ニ関スル業務　三、処分ノ為ニスル米穀其ノ他ノ商品及有価証券ノ売買　四、米穀其ノ他ノ商品有価証券ノ売買及不動産ノ委託竝売買仲介　五、倉庫業　六、運送及運送取扱業　七、事務委任管理及代理業務　八、一般信託ニ関スル業務　九、金銭ノ貸付ニ関スル業務　十、其ノ他前各項ニ付帯スル業務」

58. 昭和信託（株）　昭11.8

「一、各種財産ノ管理運用及処分　二、財産取得管理処分又ハ貸借ノ代理事務　三、保護預リ　四、債務ノ保証　五、公債社債若クハ株式募集又ハ其払込金受入ノ取扱　六、債権取立及債務履行ノ代理事務　七、土地建物ノ売買及経営　八、動産不動産ノ月賦販売及経営　九、生命及火災保険代理業竝ニ諸種仲介業　十、其他右各項ニ付帯スル一切ノ事業」

59. 大同信託（株）　昭12.6

「一、各種財産ノ管理運用処分　二、財産取得管理処分又ハ貸借ノ代理事務　三、保護預リ　四、債務ノ保証　五、公債社債若クハ株式募集又ハ其払込金受入ノ取扱　六、債権取立及債務履行ノ代理事務　七、動産不動産ノ月賦販

売及経営　八、土地建物ノ売買及経営　九、生命及火災保険代理業並諸種仲介業　十、其他右各項ニ付帯スル一切ノ事業」

60. 高雄興業信託（株）　昭12.7

「一、一般金融業　二、各種代理業並各種不動産ノ売買管理賃貸ニ関スル業務　三、各種財産ノ管理処分並ニ法人個人ノ財務代理其他一般信託業務　四、法人個人其他団体ノ業務代行整理監督ニ関スル業務　五、公債社債株式手形等ノ応募引受仲介売買並一般債務ノ保証　六、前項ニ付帯スル業務」

61. 台湾信託（株）　昭14.4（基隆市）

「一、財産ノ受託　二、有価証券不動産竝商品ノ委託売買　三、公債社債株式ノ応募引受又ハ募集取扱　四、不動産売買賃貸借竝保管及仲介業　五、資金ノ運用及仲介業　六、各種代理業務　七、債務又ハ信用ノ保証　八、其他一般信託業」

62. 東亜信託（株）　昭14.7

「一、資金運用ノ受託　二、財産ノ管理並ニ其ノ整理処分ヲ引受クルコト　三、委任ニ依ル事務ノ処理　四、不動産及船舶ノ売買貸借及其仲介　五、不動産ノ評価鑑定及測量製図　六、一般貸付及代理貸付並ニ金銭貸借ノ仲介　七、債務ノ保証　八、土地開墾植林農産物ノ製造販売　九、一般ノ信託業務　十、其他右ニ関スル付帯ノ業務」

63. 興亜信託（株）　昭14.12

「一、財産信託　二、債務保証　三、不動産売買ノ媒介又ハ金銭若シクハ不動産貸借ノ媒介　四、公債社債若クハ株式ノ募集其ノ払込金ノ受入又ハ其ノ元利金若クハ配当金ノ支払ノ取扱　五、財産ニ関スル遺言ノ執行　六、財産ノ取得管理処分貸借整理又ハ清算ニ関スル代理事務　七、債権ノ取立又ハ債務ノ履行ニ関スル代理事務　八、右営業ニ付帯スル事業及投資」

64. 大承信託（株）　昭14.2

「一、各種財産ノ信託ノ引受　二、保護預り　三、不動産売買ノ媒介又ハ金銭若シクハ不動産ノ貸借ノ媒介　四、債権ノ取立及債務ノ履行ノ代理　五、財産ノ取得管理処分及貸借又ハ其ノ整理竝ニ清算ノ代理　六、各種貸付　七、前各項ニ付帯セル事業　八、会計ノ検査　九、財産ニ関スル遺言ノ執行　十、債務ノ保証　十一、各種保険業務ノ代理其他ノ代理」

65. 南国興業信託（株）　昭16.1

「一、財産ノ受託及金銭信託　二、有価証券不動産竝商品ノ委託売買　三、公債社債株式ノ応募引受又ハ募集取扱　四、不動産ノ売買賃貸借竝ニ保管及仲

介業　五、資金ノ運用及其仲介　六、各種ノ代理業務　七、債務又ハ信用ノ保証　八、其他一般ノ信託業務　九、台湾興業相互会業務代行　十、前記各項ノ付帯事業」

66. 興南産業（株）　昭16.5

「一、土地ノ改良開拓及不動産ノ取得売買賃貸借竝ニ保管斡旋　二、林産物農産物加工及販売　三、山林伐採コークスガラ木炭及竹材製造販売　四、鉄工業　五、貿易其他有利ナル事業ヘノ投資竝ニ経営　六、金銭貸付及信託仲介業　七、石灰石ノ採取販売　八、他会社商店団体ノ業務代行　九、前各号ニ付帯スル事業」

67. 台湾信託（株）　昭17（新竹市）

「一、土地開墾造林並ニ農林産物ノ製造及売買　二、動産不動産ノ売買貸借並ニ仲介管理　三、有利事業ノ経営投資並ニ金銭貸付仲介　四、財産整理引受管理検査其他一般信託業　五、内外物産移出入委託売買並ニ一般代理商及仲立業　六、有価証券株式ノ売買並ニ仲介　七、前項ニ付帯スル一切ノ事業」

(1) 北港興産（株）　大8.8

「一、田畑売買開墾及貸借　二、興業　三、生産物売買及商品ノ委託販売　四、金銭放資信託　五、一般有利事業経営ニ要スル資金ノ供給」

(2) 龍潭陂金融（株）　大8.10

「農工商業ニ必要ナル資金ノ供給及之ニ伴フ附属事業ヲ営マントスルモノ、即チ単純ナル金銭融通ヲ以テ其ノ目的ト為（す）」

(3) 新埔産業金融（株）　大8.1

「一、各種事業経営ニ要スル資金ノ供給　二、内外物産輸出入販売　三、土地開墾及造林」

(4) 中南拓殖（株）　大9.1

「一、土地開拓利用売買賤耕及土地整理資金供給　二、重要物産ノ委託販売竝ニ有価証券ノ所有　三、信託業竝ニ各種事業資金供給　四、以上各目的ニ関聯スル事業」

〔備考〕台銀「台湾ニ於ケル信託会社」、『台湾会社銀行録』より作成。冒頭の番号は第2表の設立順の番号。

別表 2 － 1　東華信託貸借対照表

（単位：円）

借方	大 8 ／ 3	大 9 ／ 3	貸方	大 8 ／ 3	大 9 ／ 3
払込未済資本金	375,000	250,000	資本金	500,000	500,000
事業資金供給高	214,770	292,169	借入金	171,635	189,564
特別資金供給高	52,477	150,703	銀行借入金		50,000
仮払金	97		法定積立金	120	1,120
備品	842	1,117	特別積立金	120	1,120
雑器	8		前期繰越金	2,079	392
物品販売部	34,847	68,654	当期純益金	17,938	29,062
銀行預金	11,990	6,471			
現金有高	1,861	2,144			
合　計	691,892	771,259	合　計	69,1892	771,259

〔備考〕 台銀「台湾ニ於ケル信託会社」82～3頁より作成。

別表 2 － 2　東華信託損益計算書

（単位：円）

利益	大 8 ／ 3	大 9 ／ 3	損失	大 8 ／ 3	大 9 ／ 3
利益金収入	38,362	61,984	借入金支払利息	15,085	23,830
銀行借入金利息	941		銀行借入金利息		233
雑収入	18	21	利息払戻	14	291
			諸税	1,737	3,827
			諸給料	1,647	2,083
			慰労金	151	208
			交際費	987	339
			家賃	440	440
			其他諸雑費	1,323	1,691
合　計	39,322	62,005	合　計	21,384	32,943
			当期純益金	17,938	29,062

〔備考〕 台銀「台湾ニ於ケル信託会社」82～3頁より作成。

別表 2 － 3　丙南信託貸借対照表

（単位：円）

借方	大 8 ／12	貸方	大 8 ／12
未払込株金	375,000	株金	300,000
貸付金未収入金	146,710	受託保管金	34,387
小作料未受金	11,318	借入金	89,500
土地建物	151,942	銀行担保借入金	50,000
備品	204	土地未払金	10,472
銀行貯金	810	未払利息	886
別段預金	5,375	当期純益金	17,684
現在金	11,570		
合　計	702,929	合　計	702,929

〔備考〕 台銀「台湾ニ於ケル信託会社」101頁より作成。

別表 2 － 4　大正信託貸借対照表

（単位：円）

借方	大 8 ／12	貸方	大 8 ／12
未払込株金	225,000	資本金	300,000
貸付金	97,259	信託金	37,563
信託貸付	33,778	借入金	35,900
有価証券	19,750	未経過利息	816
営業用什器	899	当期純益金	9,620
仮払金	374		
銀行預金	6,688		
現金	152		
合　計	383,899	合　計	383,899

〔備考〕 台銀「台湾ニ於ケル信託会社」96～7頁より作成。

別表 2 － 5　大正信託損益計算書

（単位：円）

利益	大 8 ／12	損失	大 8 ／12
利息	10,963	借入金利息	1,883
信託手数料	1,559	重役報酬	960
証券売買益	4,219	給料	1,373
株式配当金	330	旅費	75
預金利子	344	税金	1,408
雑収入	75	交際費	290
		慰労金	295
		其他	877
		諸償却	710
合　計	17,490	合　計	7,870
		当期純益金	9,620

〔備考〕 台銀「台湾ニ於ケル信託会社」97～8頁より作成。

別表 2 － 6　東瀛物産信託貸借対照表

（単位：円）

借方	大 8 ／12	貸方	大 8 ／12
払込未済資本金	750,000	資本金	1,000,000
貸付金	256,810	銀行借入金	177,033
営業用雑器	1,350	甲信託保管金	35,911
銀行預金	25,183	乙信託保管金	9,783
現金	9,330	純益金	5,496
資金運用結欠金	37,518		
合　計	1,080,191	合　計	1,080,191

〔備考〕 台銀「台湾ニ於ケル信託会社」15～6頁より作成。

別表２－７　東洋拓殖産業貸借対照表

（単位：円）

借方	大９／１	貸方	大９／１
払込未済資本金	750,000	資本金	1,000,000
貸付金	125,616	借入金	550
営業用什器	1,481	純益金	6,853
銀行預金	115,053		
現金	7,560		
株券	6,693		
創立費	1,000		
合　計	1,007,403	合　計	1,007,403

〔備考〕台銀「台湾ニ於ケル信託会社」24～５頁より作成。

別表２－８　台南貸借対照表

（単位：円）

借方	大９／２	貸方	大９／２
未払込株金	375,000	資本金	500,000
貸付金	14,930	定期信託金	650
有価証券	625	別種信託金	154,255
割引手形	257,765	仮受金	4,417
建物	1,041	再割引手形	74,501
雑器備品	1,399	職員身元保証金	39
仮払金	10,164	利益金	5,535
創立費	487		
銀行預金	66,280		
振替貯金基本金	10		
金銀有高	11,697		
合　計	739,397	合　計	739, 397

〔備考〕台銀「台湾ニ於ケル信託会社」71～２頁より作成。

別表 2 － 9　台中恒産信託貸借対照表

（単位：円）

科　目	第 4 期 大 8 ／12	第 9 期 大13／12	第11期 昭元／12	第12期 昭 2 ／12	第14期 昭 4 ／12	第15期 昭 5 ／12
未払込株金	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000
不動産		19,850	19,850	19,850	21,861	21,861
有価証券		90,257	132,261	142,111	56,111	56,129
貸付金	190,700	379,981	498,579	382,562	212,656	202,826
仮払金		650	225	255	1,825	537
雑器	1,393	2,351	3,102	3,123	2,059	2,367
未収入配当金				1,068	763	
未収入貸地料					640	
台湾正米市場加入金						17,500
正米市場在金						458
正米市場積立金						320
客方未収入金						1,192
未収貸付金利息						8,774
預ケ金	126,116	156,473	28,911	16,638	113	644
現金	1,772	1,449	1,503	2,458	5,157	2,889
合　　計	1,069,981	1,401,011	1,434,430	1,318,065	1,051,085	1,065,496
株金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
信託保管金	69,404	367,619			791	599
定期保管金			164,776	53,810		
小口保管金			169,204	135,907		
当座保管金			503			
別段保管金			2,831	1,141		
借入金			60,000	96,633	154,069	159,738
未払配当金		80	166	1,784	2,900	2,900
保証金		200	128	178	178	4,149
追証拠金						90
仮受金					1,031	7,659
法定積立金		6,300	9,200	10,350	12,150	12,150
別途積立金		3,100	4,700	5,200	5,800	5,800
職員積立金					1,093	1,221
前期繰越金		206	417	72		−126,828
純益金	577	23,506	22,506	12,990	−126,927	−1,982

〔備考〕 台銀「台湾ニ於ケル信託会社」41～2頁，『台湾会社銀行録』第6,8,9版，第12，13次より作成。

別表 2 －10　東舛物産信託貸借対照表

（単位：円）

借方	大9／1	貸方	大9／1
未払込株金	375,000	資本金	500,000
貸付金	107,630	借入金	135,882
銀行小口預金	43,569	準備金	53
銀行当座預金	31	仲介料	186
業務家具	18	手数料	13
備品	1,115	剰余金	6,203
仮渡金	13,576		
金銭現在高	97		
証拠金	500		
創立費	800		
合　　計	642,337	合　　計	642,337

〔備考〕 台銀「台湾ニ於ケル信託会社」49～50頁より作成。

別表 2 －11　鹿港物産信託貸借対照表

（単位：円）

科　目	第 5 期大(14／1)	第 6 期大(15／1)	第 8 期昭(3／1)
払込未済資本金	375,000	375,000	375,000
有価証券	21,600	21,600	5,800
貸付金	133,900	228,700	147,804
備品雑器	925	975	750
売掛代金		4,230	
未収入金		1,200	
預け金	72,000	14,000	4,194
現金	2,793	3,562	2,227
合　計	606,218	649,267	535,774
資本金	500,000	500,000	500,000
信託金	83,800	122,300	
借入金			15,000
大東信託会社			2,194
未払金			279
未払配当金			200
未経過利息	1,067	1,047	751
決定積立金	3,150	4,000	6,000
別途積立金	2,850	3,500	5,000
純益金	15,351	18,420	6,350

〔備考〕『台湾会社銀行録』第6,8,9版より作成。

別表 2 －12　屏東信託貸借対照表

（単位：円）

科目	第 6 期 大14／12	第 8 期 昭元／12	第 9 期 昭 2 ／12	第11期 昭 4 ／12	第12期 昭 5 ／12
未払込株金	375,000	375,000	787,500	787,500	787,500
営業用地所家屋	2,205	2,268	1,682	3,008	2,394
営業用什器	1,904	1,527	1,375	1,634	1,389
貸付金	301,302	304,076	263,874	310,501	315,954
所有有価証券				192	192
所有不動産勘定					
仮払金	1,141	381	174	583	1,229
萬丹出張所				7,785	8,220
銀行預金	107,508	52,378	68,987	12,254	4,304
郵便貯金				314	23
通貨	12,360	12,462	9,051	5,156	7,980
創立費			250		
合　　計	820,424	749,092	1,132,995	1,132,968	1,129,185
資本金	500,000	500,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000
協定信託金	268,863	188,913	60,463		
信託勘定				27,035	
手形勘定					27,000
預り金勘定				4,358	3,571
仮受金	150		2,117		
未払配当金	122	1,033	293	472	594
未払利息				3,534	
未払役員賞与金		110			
法定積立金	2,400	4,300	5,400	7,600	9,100
別途積立金	1,300	2,600	200	1,900	1,900
償却積立金					1,000
社員退職金	1,500	2,600	2,160	2,005	1,505
社員積立金				2,094	2,562
前期繰越金	29,678	29,700	100	1,728	849
純益金	16,211	19,837	12,262	30,830	30,964

〔備考〕『台湾会社銀行録』第6, 8, 9版，第12, 13次より作成。

別表 2 －13　草屯産業信託貸借対照表

（単位：円）

借方	第 8 期 昭 4 ／12	貸方	第 8 期 昭 4 ／12
払込未済資本金	187,500	資本金	250,000
貸付金	80,375	信託金	4,531
担保貸付金	2,094	臨時借入金	37,175
有価証券	1,873	法定積立金	5,600
備品	569	特別積立金	2,150
未回収利子	233	前期繰越金	151
供託金	150	純益金	4,780
予納金	10		
銀行預金	22,633		
現金	5,488		
合　　計	304,387	合　　計	304,387

〔備考〕『台湾会社銀行録』第 9 版より作成。

別表 2 －14　利源産業信託貸借対照表

（単位：円）

借方	第 1 期 大13／ 1	第 2 期 大14／ 1	貸方	第 1 期 大13／ 1	第 2 期 大14／ 1
払込未済資本金	45,000	45,000	資本金	60,000	60,000
貸付金	49,928		通常信託保管金	70,360	71,999
建物	1,153	1,035	定期信託保管金	11,592	17,999
備品雑器	412	420	仮受金	23	47
仕上仮金		68,200	未払配当金		27
仮払金	895	585	法定積立金		109
定期預ケ金	20,000	1,000	別途積立金		55
小口預金		20,394	前期繰越金		100
当座預金		558	純益金	1,093	3,454
預ケ金	16,510				
現金	9,172	7,595			
合　　計	143,070	153,790	合　　計	143,070	153,790

〔備考〕『台湾会社銀行録』第 6，8 版より作成。

別表 2 －15　龍潭陂金融貸借対照表

（単位：円）

借方	大 8 ／12	貸方	大 8 ／12
未払込株金	750,000	資本金	1,000,000
貸付金	436,038	借入金	177,033
有価証券	725	積立金	20,000
備品代	1,340	純益金	12,532
預ケ金	4,337		
振替貯金	11		
金銀在高	17,114		
合　計	1,209,565	合　計	1,209,565

〔備考〕 台銀「台湾ニ於ケル信託会社」 6 頁より作成。

別表 2 －16　新埔産業金融貸借対照表

（単位：円）

借方	大 8 ／12	貸方	大 8 ／12
未払込株金	750,000	資本金	1,000,000
貸付金	198,710	借入金	41,624
借入金償還	28,090	貸付回収金	2,800
預ケ金	253,980	預金払戻金	214,590
現金	30,524	社員身元積立金	40
損失金	3,741	利益金	5,991
合　計	1,265,045	合　計	1,265,045

〔備考〕 台銀「台湾ニ於ケル信託会社」 31～ 2 頁より作成。

別表 3　信託業者の役員（各版別）

番号	出所	社名	所在地	設立年月	資本金	うち払込	役員
1	大 4	基隆信託(資)	台北庁基隆街	明45.3	記載なし		(代)野上岩之助
2	大 4	台湾興業信託(株)	台北市大稲埕	大元.9	1,000,000		(取)広瀬千秋, 谷信敬, 菅阿斗, 陳鴻鳴, 顔雲年, 張文選, 周碧, 顔瀛洲, 呉泄祥, 陳書伸, ハリーヘスチング, 山本武徳
	大10	台湾興業信託(株)	台北市大稲埕	大元.9	1,000,000	250,000	(長)顔雲年, (常)周碧, (取)顔国年, 林熊徴, 秋山義枝, 簡阿牛, 謝汝詮, (監)張家坤, 許丙
	大13	台湾興業信託(株)	台北市下奎府町	大元.9	1,000,000	250,000	(長)顔国年, (専)秋山義枝, (常)周碧, (取)林熊徴, 謝汝詮, (監)張家坤, 許丙
	昭 4	台湾興業信託(株)	台北市下奎府町	大元.9	1,000,000	250,000	(長)顔国年, (専)秋山義枝, (常)周碧, (取)林熊徴, 謝汝詮, (監)張家坤, 許丙
	昭10	台湾興業信託(株)	台北市下奎府町	大元.9	1,000,000	250,000	(長)顔国年, (常)周碧, (取)林熊徴, 謝汝詮, 楊漢龍, 菅原薫, (監)張家坤, 許丙, 顔徳潤
	昭18	台湾興業信託(株)	台北市下奎府町	大元.9	5,000,000	2,250,000	(代)芳川徳潤, (取)大山高正, 林熊徴, 菅原薫, 柳川龍作, 立川滄海, (監)張家坤, 陳逸松, 顔徳潤
3	大 4	嘉義信託(名)	嘉義庁嘉義街	大2.4	4,300		(代)李占春
4	大 4	(資)台南商品陳列館	台南庁台南市	大2.9	4,000		(無)阿波種次郎
5	大 4	嘉義信託(資)	嘉義庁嘉義西堡	大3.1	50,000		(無)西川利藤太, (支)富山豊, 田中次吉。宇都宮謙蔵, 福地載五郎, 伊藤義路, 真木勝太, 徐杰夫, 林玉崑
6	大10	東華信託(株)	台北市大稲埕	大6.12	500,000	125,000	(代取)許家盧, (取)蔡文信, 李朝瑞, 許声沛, 陳安土, 呉栄発, 陳建, (監)黄耀昆, 周永福, 陣寿健
8	大10	大正信託(株)	台北市大稲埕	大8.3	300,000	75,000	(代取)曾景煌, (取)甘成, 陳春沂, 周郁文, 李柔生, 林呉庚, 游阿亀, 白陳発, (監)陣春木, 周清談, 張春服, 陳爵卿
	大13	大正信託(株)	台北市大稲埕	大8.3	300,000	75,000	(代取)曾景煌, (取)陳春沂, 周郁文, 李柔生, 林呉庚, 游阿亀, 白陳発, (監)陳春木, 周清談, 張春服, 陳爵卿
7	大10	丙南信託(株)	台北市大稲埕	大8.3	500,000	125,000	(代取)黄石木, (取)黄石永, 黄石発, 黄聖必, 黄東漢, (監)呂鷹揚, 簡江, 黄石添, 寥坡景
	大13	丙南信託(株)	台北市大稲埕	大8.3	500,000	125,000	(代取)黄石木, (取)黄石発, 黄聖必, 黄東漢, (監)簡江, 黄石添, 寥坡景
	昭 4	丙南信託(株)	台北市港町	大8.3	500,000	125,000	(代取)黄石木, (取)黄石発, 黄聖必, 黄東漢, (監)簡江, 寥坡景
9	大10	台華興産信託(株)	台北市大稲埕	大8.5	500,000	125,000	(代取)林嵩寿, (取)簡阿牛, 蔡梯, 鉅鹿赫太郎, 江序朝, 謝金炳, 陳徳慶, 邱千潭, (監)張印鐘, 王文琳, 謝右淇, 張宛甫
10	大10	台北信託(株)	台北市大稲埕	大8.5	200,000	50,000	(代取)林開碧　李聯捷, (取)李光輝, 李仙斉, 王明柯, 張宋, 黄忠信, 黄金土, (監)黄福成, 顔仲賀, 蔡渓
(1)	台銀	北港興産(株)	嘉義庁北港街	大8.8	100,000	25,000	(長)蘇顕藜, (取)陳水泊, 陳資三, 謝双耳, 高条呈, 蔡水河, 古川清右衛門, (監)楊元勲, 王有格, 蔡培, 王金科

11	大10	(株)永義芳商行	台南市本町	大8.10	1,200,000	300,000	(代取)丁瑤池,(取)李順德,園田太郎,劉鳩,劉玉輝,(監)林大樹,林炳堂,李良記
14	大10	台南信託(株)	台南市白金町	大8.10	1,000,000	625,000	(代取)陳百亭,(取)林仲魁,陳允文,張家標,張振探,黃仁栄,陳萬椽,羅清霖,曾宋江,蔡伝宋,(監)呉徴,呉昌,高再得,陳温温,蘇廼君,荘壁,林聲川,王天球
13	大10	東洋拓殖産業(株)	新竹州新竹郡	大8.10	1,000,000	250,000	(取)鄭肇基,周霖河,周家修,鄭雅詩,周春暉,蔡金球,重田栄治,(監)戴応時,呉廼持,周春渠,周維金,蔡煌
12	大10	東瀛物産信託(株)	新竹州桃園郡	大8.10	1,000,000	250,000	(代取)江建臣,(取)江序鵬,江序標,江序応,呂鷹揚,李博福,范姜政,(監)王華斌,范姜開郎,邱葉玉,江騰光,黄石添,加藤仁作
(2)	台銀	龍潭陂金融(株)	桃園庁龍潭陂	大8.10	1,000,000	250,000	(長)魏木昌,(専務)魏雲昌,(取)陳阿奎,謝金日,魏維水,黄維生,呉廼持,蔡錦光,饒永昌,(監)姜振乾,潘炳娘,高地龍,張東青,劉金波,(相)2名(顧問)1名
(3)	台湾会	新埔産業金融(株)	新竹州新竹郡	大8.11	500,000	125,000	(取)張鏡青,蔡錦光,鄭雅詩,古雲梯,寥支光,(監)謝金竜,陳阿松
15	大10	台中恒産信託(株)	台中市台中	大8.11	1,000,000	250,000	(代取)頼長栄,(取)頼克贊,頼崇棠,頼宋水,林垂拱,呉鸞旆,頼応華,(監)頼萬露,林懋陽,頼徳牛,林鳳鳴,廖大妹
	大13	台中恒産信託(株)	台中市台中	大8.11	1,000,000	250,000	(代取)頼長栄,頼宗水,頼応華,(取)頼克贊,頼崇棠,呉東漢,林垂拱,(監)頼萬露,廖大妹,林徳晋
	昭4	台中恒産信託(株)	台中市新富町	大8.11	1,000,000	250,000	(代取)頼長栄,(取)頼宗水,頼応華,頼崇棠,呉東漢,林垂拱,(監)頼萬露,廖大妹,林徳晋,林懋陽,頼徳牛
16	台湾会	東舛物産信託(株)	台中市台中	大8.11	500,000	125,000	(代)黄朝清,(取)陳開全,王学潜,黄朝釘,黄朝圳,(監)林乞,劉泉源,林慶章
18	大10	東竹物産信託(株)	台中市台中	大8.11	500,000	125,000	(代取)黄茂盛,(取)林尊五,張清華,林茂,楊福,(監)張聡明,詹招仁,江秋陽
	大13	東竹物産信託(株)	台中市台中	大8.11	500,000	125,000	(代取)黄茂盛,(取)林尊五,陳保全,林開全,張清華,楊福,(監)張聡明,詹招仁,江秋陽
17	昭18	同仁恒産(株)	新竹市表町	大8.11	500,000	125,000	(代)楊海如,(取)徐定標,陳慶麟,游添成,徐伝宗,(監)富岡金蔵,魏庚,李本二,呉振田
19	大10	苗栗興業信託(株)	新竹州苗栗郡	大8.11	500,000	125,000	(長)徐定標,(常)刈琳清,梁清雲,(取)李金盛,黄貴福,呉揚麟,謝長清,陳接草,(監)李聯壁,胡寅亮,張永康
20	台銀	太陽興業信託(株)	台北市大稲埕	大8.12	500,000	125,000	(長)洪丕文,(専務)林明徳,(取)蘇肇基,孫吉祥,林塗生,王帰興,張永源,(監)明比実平,陳清玉,黄春
21	大10	台北興殖(株)	台北市大稲埕	大8.12	300,000	75,000	(代取)陳培根,黄三才(取)黄水沛,蘇爾民,陳春輝,陳長発,李良民,陳振栄,陳朝瑞,(監)王慶忠,陳培梁,李聯捷,陳江流,陳鐘,王成章,呉槐
22	大10	田中央興業(株)	台南州嘉義郡	大8.12	300,000	75,000	(代取)蘆敦仁,(取)魏倉,蘆興祥,陣恒仁,謝清光,謝若龍,内田勤三,(監)村田新平,呉飛龍,魏国禎
	昭4	田中央興業(株)	台中州員林郡	大8.12	300,000	75,000	(代)邱魏助(取)魏倉,陳文音,許郡,邱魏靖,陳火明,(監)村田新平,陳坤帖
	昭10	田中央興業(株)	台中州員林郡	大8.12	300,000	75,000	(取)魏倉,陳文音,許郡,陳喜,詹覚,陳坤帖,陳恒川,(監)村田新平,呂桂,陳庚午,陳恒仁

24	台中州	東報物産信託(株)	台中市桜町	大8.12	?	?	
23	大10	日本国産(株)	台南市本町	大8.12	300,000	75,000	(代取)勝尾伊三郎,(取)小松繁吉,津島吉兵衛,陳文遠,本田理平,曾景星,黄猪高,陳代魚,(監)中井與平,蘇育奇,羅秀恵
(2)	台銀	中南拓殖(株)	台中庁苗栗	大9.1	不明		(長)呉文,(専務)呉准水,(取)李欽水,游金和,呉三天,王燕翼,王元吉,(監)呉鸞旅,杆清,許天催
25	大10	桃園産業(株)	新竹州桃園郡	大9.1	1,200,000	300,000	(代取)蔡佰棕,(取)徐燕毛,邱桂芳,揚慶隆,頼石坡,王国治,王伝房,(監)黄聖必,荘金標,楊阿波,陳仲謀,陳圭璋,殿藤,李石金
29	大10	(株)慶美商会	台北市大稲埕	大9.2	100,000	25,000	(代取)高石頭,(取)許庭魁,高金獅,朱火来,(監)蔡梯,黄炳枝
	大13	(株)慶美商会	台北市北門町	大9.2	100,000	25,000	(代取)高石頭,(取)許庭魁,高金獅,朱火来,(監)蔡梯,黄炳枝
28	大10	鹿港物産信託(株)	台中州彰化郡	大9.2	500,000	125,000	(代取)許金木,(取)王生,黄永,許割,許良,(監)李杉,黄鶯,黄意
	大13	鹿港物産信託(株)	台中州彰化郡	大9.2	500,000	125,000	(代取)許金木,(取)王生,黄永,許割,許良,(監)李杉,黄意
26	大10	台湾勧業信託(株)	台南市大宮町	大9.2	1,000,00	250,000	(代取)張寿彭,(取)張寿仁,陳逢源,黄欣,王山東,李延禧,黄振隆,(監)李路加,王雲從,葉書田,曾木生
	大13	台湾勧業信託(株)	台南市大宮町	大9.2	1,000,00	250,000	(代取)張寿彭,(取)張寿仁,陳逢源,黄欣,王山東,李延禧,葉書田,黄振隆,(監)李路加,王雲從,曾木生,林抜
27	台中州	中部拓殖(株)	台中市橘町	大9.2	600,000	150,000	(不明)
30	大10	阿緱信託(株)	高雄州屏東郡	大9.3 (大5.4)	500,000	125,000	(代取)蕭恩鄉,(取)李開山,李仲義,阮朝吉,陳景源,林耀明,戮昌奎,高祖寮,阮朝聘,(監)林火炎,陳燿恭,陳寄生
31	大13	屏東信託(株)	高雄州屏東郡	大9.3	500,000	125,000	(代取)蕭恩鄉,(取)李開山,李奇芳,李仲義,阮朝吉,陳景源,林燿明,戮昌奎,阮朝聘,(監)林火炎,陳燿恭,陳奇生
	昭4	屏東信託(株)	高雄州屏東郡	大9.3	1,050,000	262,500	(代取)蕭恩鄉,李開山,阮朝日,林耀明(取)李奇芳,李仲義,阮朝吉,陳景源,戮昌奎,阮朝聘,阮朝堪,阮朝渓,李開湖,(監)林火炎,陳奇生,阮輝
	昭10	屏東信託(株)	高雄州屏東郡	大9.3	1,050,000	262,500	(代取)李開山,(取)李奇芳,李明道,林耀明,阮朝漢,李開湖,李瑞雲,阮朝江,李朝宗,(監)阮輝煌,李瑞文
37	大10	滙豊興業(株)	台北市大稲埕	大9.4	500,000	125,000	(代取)王秋,(取)陳捷陛,蘇賢仔,林赤,林德吉,(監)黄石渓,周清桂,劉宗妙
32	大13	太平興業(株)	台北市太平町	大9.4	1,000,000	250,000	(取)陳文長,周添寿,陳盛草,曾国英,(監)陳玉鳴,玉実平,林赤
39	昭4	台中産業信託(株)	台中市緑川町	大9.4	500,000	125,000	(代取)陳延輝　(副)陳邦徽,(専)邱椪獅,(取)頼敦厚,李栄煌,呂振芳,(監)簡賜福,陳尚,林德栄
	昭10	台中産業信託(株)	台中市緑川町	大9.4	500,000	125,000	(代取)陳延輝　(副)陳邦徽,(専)邱椪獅,(取)頼敦厚,李栄煌,呂振芳,(監)簡賜福,陳尚,林德栄

33	台湾会	台中信託(資)	台中市新富町	大9.4	50,000	—	(代)高橋源次郎
36	大10	台湾信託(株)	新竹州新竹郡	大9.4	500,000	125,000	(代取)鄭神宝,(取)鄭卓然,呉服金徹,黄運方,黄貴福,(監)鄭邦統,曾瑞堯,林崇本
38	大10	中港興業(株)	新竹州竹南郡	大9.4	300,000	75,000	(代取)方清求,(取)方清源,黄増寿,蕭銭,中村辰治,(監)方龍水,陳安蘭,潘慶文,(支)方珍田
	大13	中港興業(株)	新竹州竹南郡	大9.4	300,000	75,000	(代取)方清求,(取)方清源,黄増寿,蕭銭,中村辰治,(監)潘慶文,方鮑,(支)方珍田
34	大10	北港興産信託(株)	台南州北港郡	大9.4	800,000	200,000	(代取)蘇顯藜,(取)施秀士,陳世南,蔡大松,蝶納川,許助,謝双耳,蔡水河,(監)紀皂,蔡裕斛,蘇翟,蘇石頭,呉哄,李騰鳳
35	大10	有恒産業信託(株)	台北市大稲埕	大9.4	750,000	187,500	(代取)陳智貴,(取)劉金波,許沢清,高阿吃,王樹,許丙,王員,王君運,洪烏靖,(監)小川直一,古春雲,陣張土,林秀與,陣蹇甲,許川隆
	大13	有恒産業信託(株)	台北市太平町	大9.4	750, 000	187,500	(代取)陳智貴,(取)劉金波,許沢清,高阿吃,王樹,王員,王君運,洪烏靖,(監)小川直一,古春雲,陣張土,陣蹇甲,李火生
39	大10	台中産業信託(株)	台中市台中	大9.5	500,000	125,000	(代取)陳延輝,邱獅獅,(取)陳邦畿,陳全,李栄煌,呂振芳,頼鉛跟,陳天從,(監)駱清溪,簡賜福,陳尚,林徳欽,林徳栄
	大13	台中産業信託(株)	台中市台中	大9.5	500,000	125,000	(代取)陳延輝　邱獅獅,(取)陳邦畿,陳全,李栄煌,呂振芳,陳天從,(監)簡賜福,陳尚,林徳欽,林徳栄
40	大10	東南興業(株)	台北市大稲埕	大9.5	300,000	75,000	(代取)陳玉鳴,(取)林増,林興旺,劉建炎,王実平,林本,曽国英,周清桂,(監)曽景煌,林淑紋,黄從嶋,揚振渭
41	大10	富春信託(株)	台中州豊原郡	大9.5	300,000	72,000	(取)林慶金,廖西東,林春木,宋其意,羅安,張麗俊,張汝山,(監)林慶生,陳慶南,袁錦昌,林瓊彰,林在拜
	大13	富春信託(株)	台中州豊原郡	大9.5	300,000	72,000	(取)林慶金,廖西東,林春木,宋其意,羅安,張麗俊,(監)林慶生,林彰,林在拜,林奇輝,林啓賢
42	大10	後龍興業信託(株)	新竹州新竹南郡	大9.10	200,000	500,000	(代取)杜開棟　楊聯桂,(取)黄亨吉,解慶文,(監)徐栄,薛石龍,陳楷
43	台湾会	大永興業(株)	台北市下奎府町	大10.3	5,000,000	3,750,000	(長)林龍徴,(常)園田晃久,(取)張国清,(監)許智貴,島津忠光,(支)太田博三
45	大13	台湾信託(資)	台中市台中	大11.2	10,000	—	(代無)大森茂孝
44	台湾会	台湾信託(名)	台中市桜町	大11.2	10,000	—	(代)唯野静磨
46	大13	(株)基隆信託所	台北州基隆郡	大11.5	10,000	?	(代無)柴野藤太郎(5000)
47	大13	草屯産業信託(株)	台中州南投郡	大11.7	250,000	62,500	代取)李蓬春,(取)洪汝耀,李峰竹,簡旺,林広況,林紹輝,寥啓明,(監)洪得中,林露,林紹鵬,王潭,李峰帛
	昭4	草屯産業信託(株)	台中州南投郡	大11.7	250,000	62,500	(代取)李蓬春,(取)李峰竹,林紹輝,李胄奇,簡泉,呉阿石,(監)洪得中,林紹鵬,陳一以

48	大13	利源産業信託(株)	台中州大屯郡	大12.9	60,000	15,000	(代取)林梅堂,(取)劉星梓,陳露,林大芳,何旺,(監)林伝明,林炳文,簡錫直
49	昭10	(株)天南信託公司	台北市永楽町	大12.10	100,000	25,000	(代取)陳伝旺,(取)高敬廷,李通吉,(監)林李氏緞,林水土
49	大13	(株)天南信託公司	台北市永楽町	大12.10	100,000	25,000	(代取)徐朝風,(取)林濟川,高敬廷,林李氏緞,(監)陳伝旺,林水土
	昭4	(株)天南信託公司	台北市永楽町	大12.10	100,000	25,000	(代取)陳伝旺,(取)林濟川,高敬廷,林李氏緞,(監)林水土,李通吉
50	大13	次高信託(資)	台北市若竹町	大12.12	22,000	—	(代無)千葉文三
51	台湾会	春堂信託(資)	台中州彰化市	大13.3	20,000	—	(代)楊英梧,(出資6名)
52	台湾会	(資)日新質舗	台北市下奎府町	大13.8	100,000	—	(代)中川善郎,(無)大沢弥三郎,島浦福蔵(出資10名各1万円)
(5)	台湾会	(株)裕余行	台北市太平町	大14.6	300,000	300,000	(代)杜天禎,(取)李世俊,杜琢其,(監)黄植庭
53	昭4	大東信託(株)	台中市栄町	昭元.12	2,500,00	625,000	(代)林獻堂,陳炘(取)黄朝清,謝朝甚,杜清,林瑞騰,林澄坡,楊天賦,陳煌,林階堂,劉明哲,呂季園,(監)黄運元,林資彬,寥学民,黄清波,
	昭10	大東信託(株)	台中市栄町	昭元.12	2,500,00	625,000	(長)林獻堂,(専)陳炘(取)黄朝清,謝朝甚,杜清,林瑞騰,楊天賦,陳煌,林階堂,呂季園,林資彬,頼天生,(監)寥学民,郭木栄,林澄坡
	昭18	大東信託(株)	台中市栄町	昭元.12	2,500,00	625,000	(長)林獻堂,(専)陳炘(常)陳煌,(取)黄朝清,林資彬,謝朝甚,林瑞騰,楊天賦,林階堂,頼天生,宮下季三,(監)西原豊,郭木栄,林澄坡
(6)	台湾会	(名)三共質舗	高雄州屏東郡	昭2.5	1,500	—	(代)蘇黄氏嫌
(8)	台湾会	(資)日新銭荘	高雄州屏東郡	昭2.10	3,000	—	(無限責任)林車,龍順,楊玉追
(7)	台湾会	(名)三共銭荘	高雄州屏東郡	昭2.10	2,000	—	(代)蘇黄氏嫌
54	昭18	鴻謨信託株)	台南州東石郡	昭3.5	200,000	50,000	(代)黄嫣典,(取)黄吉水,黄清江,(監)黄氏格,黄如臨
55	台湾会	台湾米穀代行(株)	台北市永楽町	昭4.5	1,000,000	450,000	(長)黄金生,(取)市川実雄,劉金声,(常監)松井繁太郎,(監)蔡家興,高俊,(相)貝山好美
(9)	台北市	勝山商事(株)	台北市佐久間町	昭6.6	4,000	?	
56	新竹州	竹南信託(資)	新竹州竹南郡	昭8.5	5,000	—	
57	台中州	朝日信託(資)	台中市頂橋子頭	昭10.6	3,000	—	
58	昭18	昭和信託(株)	台中州彰化市	昭11.8	250,000	62,500	(代)黄呈聡,許嘉種,(取)楊宗城,王墨,林篤勲,黄周,(監)巫金山,頼和,呉炎生
59	台湾会	大同信託(株)	台中州員林郡	昭12.6	160,000	40,000	(代)陳如,(取)陳東栄,陳貫生,陳子利,陳秋淋,張慶章,(監)王頭,陳坤来,張清華
60	台湾会	高雄興業信託(株)	高雄市塩埕町	昭12.7	30,000	7,500	(代)郭仁芳,(取)盧振基,郭啓芳

61	台湾会	台湾信託(株)	基隆市義重町	昭14.4	150,000	37,500	(代)林藤二,(取)荒川芳雄,波多野嘉一,林茂,高橋守幸,山崎義彦,(監)林寅市,宇田繁
62	昭18	東亜信託(株)	台南市本町	昭14.7	190,000	95,000	(取)王汝禎,詹得材,詹得樑,劉清風,謝汝川,(監)陳謙遜,黄白壇,葉厳
63	昭18	興亜信託(株)	嘉義市元町	昭14.12	180,000	45,000	(代)劉伝来,(取)蔡鵬飛,林木根,張武,(監)林燈烟,黄萬得
64	昭18	大承信託(株)	台南州虎尾郡	昭14.12	180,000	72,000	(代)寥温義,(取)寥温進,林萬金,寥陳氏明鏡,寥温魁,(監)寥裕紛,張守仁,蔡仲挙
65	台湾会	南国興業信託(株)	基隆市元町	昭16.1	100,000	25,000	(代)林田健基,(取)陳北樹,林田輝一,沢村健太郎,汪栄振,(監)神田慶雲,林田康隆
67	台湾会	台湾信託(株)	新竹市西門町	昭17	500,000	125,000	(代)鄭萬吉,(取)鄭偉成,楊萬盛,韋清渓,新邑誠助,(監)鄭萬居,蔡欽旺
68	昭18	昭栄金融信託(株)	新竹市表町	昭18.2	180,000	45,000	(代)曾再発,(取)曾宗渠,曾福培,鄭周礼,(監)林田充正,曾文俊,曾火龍
66	台湾会	興南産業(株)	台北市北門町	昭16.6	180,000	45,000	(代)吉本猛治,(取)王登輝,呉燦欽,梅村祥吉,周栄宗,何政,呉鴻祈,簡謙泰,(監)吉本広次,荘得利,黄天養

〔備考〕 1．出所の「大4」「大10」「昭4」「昭10」「昭18」は『帝国銀行会社要録』の各年版，「台湾会」は『台湾会社銀行録』，「台中州」は『台中州統計書』，「新竹州」は『新竹州統計書』，「台北」は『台北市統計書』「台銀」は台銀「台湾ニ於ケル信託会社」を示す。

2．（代）は代表者，（代取）は代表取締役，（長）は社長，（専）は専務，〔常〕は常務，（取）は取締役，（監）は監査役，（支）は支配人，（代）は代表者ないし代表社員，（無）は無限責任社員を示す。

3．阿緱信託の設立年月には諸説があるが，最古を（　）内に示めす。